



松本市子ども・子育て支援 事業計画

第2期(令和2年度～令和6年度)



松本市



「健康寿命延伸都市・松本」の 創造の実現を目指して

松本市長 菅谷 昭

超少子高齢型人口減少社会が急速に進展していく将来を見据え、松本市では、「健康寿命延伸都市・松本」の創造を実現するため、子ども・子育て支援を市政の重要施策に揚げ、「キッズ&ユースデモクラシー」の理念のもと、子どもたち一人ひとりの大切な命を育み、子育てを楽しみ、親子がともに成長することができる「子どもを産み、育てやすいまちづくり」に取り組んでまいりました。

そのような中、民間シンクタンクによる調査では、子育てに関する分野において、松本市は非常に高い評価をいただいております。子ども・子育てに関する取組みが、市民の皆様のご協力のもと、着実に推進されているものと実感しております。

その一方で、入園を希望しても保育園等に入園できない待機児童がいることや、就学児童の放課後の居場所などの環境整備、要支援児童・家庭の増加、令和元年10月に始まった幼児教育・保育無償化の影響など、引き続き、取り組むべき課題がございます。

また、子どもや子育て世帯を取り巻く環境が複雑化、多様化している昨今、保護者や家庭だけではなく、地域や企業など、社会全体で子どもや子育て家庭に対する支援が必要となってきております。

今回の第2期計画は、第1期の成果と検証、第2期策定に向けたニーズ調査の結果を踏まえ、子育て支援の課題を解消するため、妊娠期から学齢期までの子どもや子育て家庭に対する切れ目のない支援と、保育などの需要に応じた受入数の確保、子育てに関連する他計画との連携を、さらに向上させていく計画としております。

本計画により、親子がともに育つ教育・保育環境を整え、子どもの健やかな成長が地域社会全体で支援されるとともに、子育て世帯がワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の両立）を実現できるような環境づくりを目指し、「すべての子どもにやさしいまちづくり」を推進してまいりますので、皆様におかれましては、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、この計画を策定するにあたり、松本市子ども・子育て会議や松本市議会をはじめ、多くの市民の皆様からご意見・ご協力をいただきましたことに、心から感謝を申し上げます。

令和2年3月

目次

第1章 計画の趣旨	1
1. 計画策定の背景と目的	2
2. 計画の性格と位置付け	3
3. 松本市の子育て分野の計画の前提	5
4. 計画の期間	5
第2章 子ども・子育てをめぐる現状	7
1. 人口・世帯の動向	8
2. 家庭の状況	13
3. 子育て支援サービスの状況	15
4. 子育て支援へのニーズ	18
5. 第1期計画の達成状況	21
第3章 計画策定の方向性	23
1. 基本理念	24
2. 基本目標	25
3. 事業計画の構成	27
4. 関連計画の施策の方向性と関連事業	28
第4章 事業計画	29
1. 子どものための教育・保育給付と地域子ども・子育て支援事業の提供区域	30
2. 基本目標1 質の高い幼児期の学校教育・保育の提供 ～子どものための教育・保育給付対象事業の推進～	34
3. 基本目標2 地域のニーズに応じた子育て支援の質・量の充実 ～地域子ども・子育て支援事業～	37
4. 基本目標3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の両立）を実現する環境づくりの推進 ～関連施策の展開～	51
第5章 計画の推進体制	53
1. 推進体制	54
2. 計画の点検・評価	54
資料編	55
1. 本計画の策定経過	56
2. 松本市子ども・子育て会議委員名簿	57
3. 子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査結果	58
4. ニーズ調査による量の見込みの算出方法	59

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の背景と目的

本市の子育て分野の施策は、全国的な少子化の流れを受けた国の少子化対策を踏まえながら、展開されてきました。

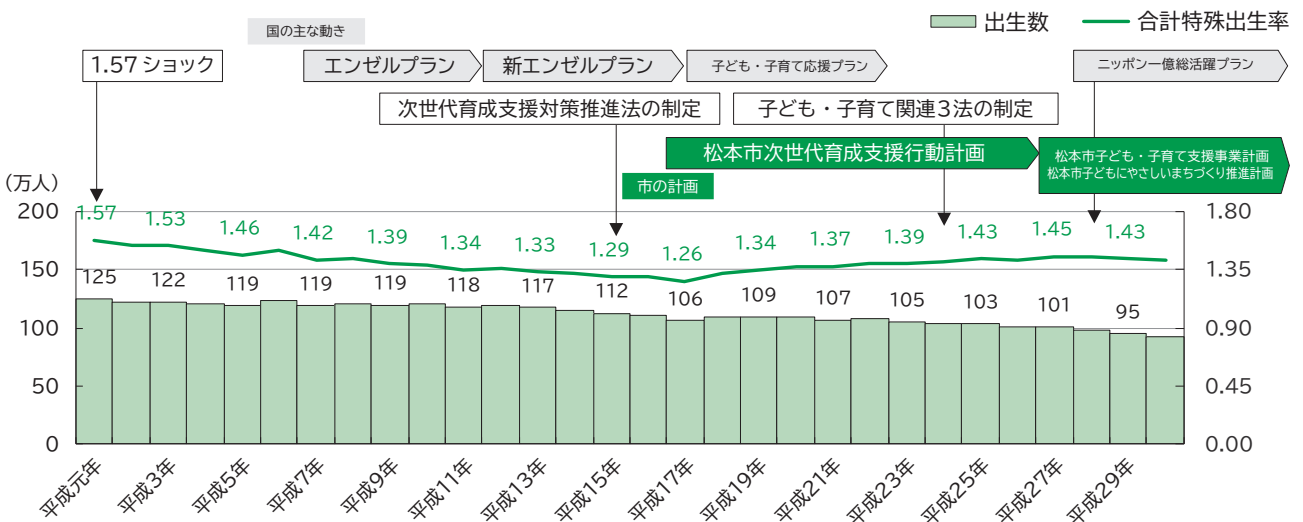
平成元年に、全国の合計特殊出生率がそれまでの統計上、最低の値となった「1.57ショック」を契機に、国による子どもを生み育てやすい環境をつくるための政策（エンゼルプラン、新エンゼルプラン等）が強化され始めました。平成15年には、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図る「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

また、平成24年には、全国的な子育て支援の質・量の不足を解消するため「子ども・子育て支援法」等の「子ども・子育て関連3法」が制定されました。さらに、近年は「希望出生率1.8」の実現を目指して、若者の雇用安定・処遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進等を掲げた「ニッポン一億総活躍プラン」をはじめとする、出産や就労等の子育て世代の希望が実現される社会づくりが推進されています。

本市では、「次世代育成支援対策推進法」に基づき「松本市次世代育成支援行動計画」（平成17～26年度）を策定し、子どもが健やかに成長できる環境の整備や、子どもを安心して生み育てられる環境の整備を行ってきました。また、平成27年度には、子ども・子育て支援法に基づく「松本市子ども・子育て支援事業計画」（平成27～令和元年度）と、平成25年に施行された「松本市子どもの権利に関する条例」に基づく「松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」（平成27～令和元年度）を策定し、「松本市次世代育成支援行動計画」の施策を役割分担して引き継ぎながら、子どもや子育て家庭に対する総合的な支援の充実を推進してきました。

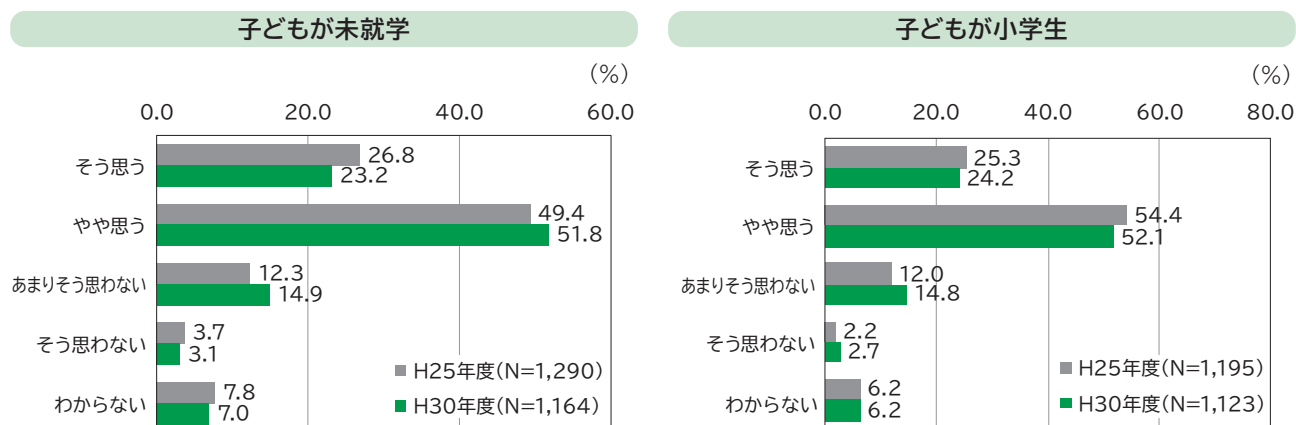
本市が、幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等に関するニーズを把握するために、平成30年度に実施した調査では、就学前児童の保護者の75.0パーセント、小学生の保護者の76.3パーセントが、本市を子育てしやすいまちと感じている、と回答しており、本市の子育て分野の施策は、一定の成果をあげていることがわかります。本計画は、これまでの取組みを後退させることなく、本市が培ってきた質の高い教育・保育、子育て支援を維持・向上させていくために策定するものです。

図1 全国の合計特殊出生率と国の少子化対策の動き



出典：出生数・合計特殊出生率は、人口動態統計（厚生労働省）

図2 松本市は子どもを育てやすいまちだと思うか（単一回答）



出典：子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査（松本市）

2 計画の性格と位置付け

(1) 計画の記載内容

市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画は、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画という性格を持っており、子ども・子育て支援法第61条により、以下のように記載内容が規定されています。

本計画では、基本的記載事項に加え、任意的記載事項の一部についても記載します。

《基本的記載事項》

- 教育・保育提供区域の設定
- 幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期
- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期
- 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

《任意記載事項》

- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保
- 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

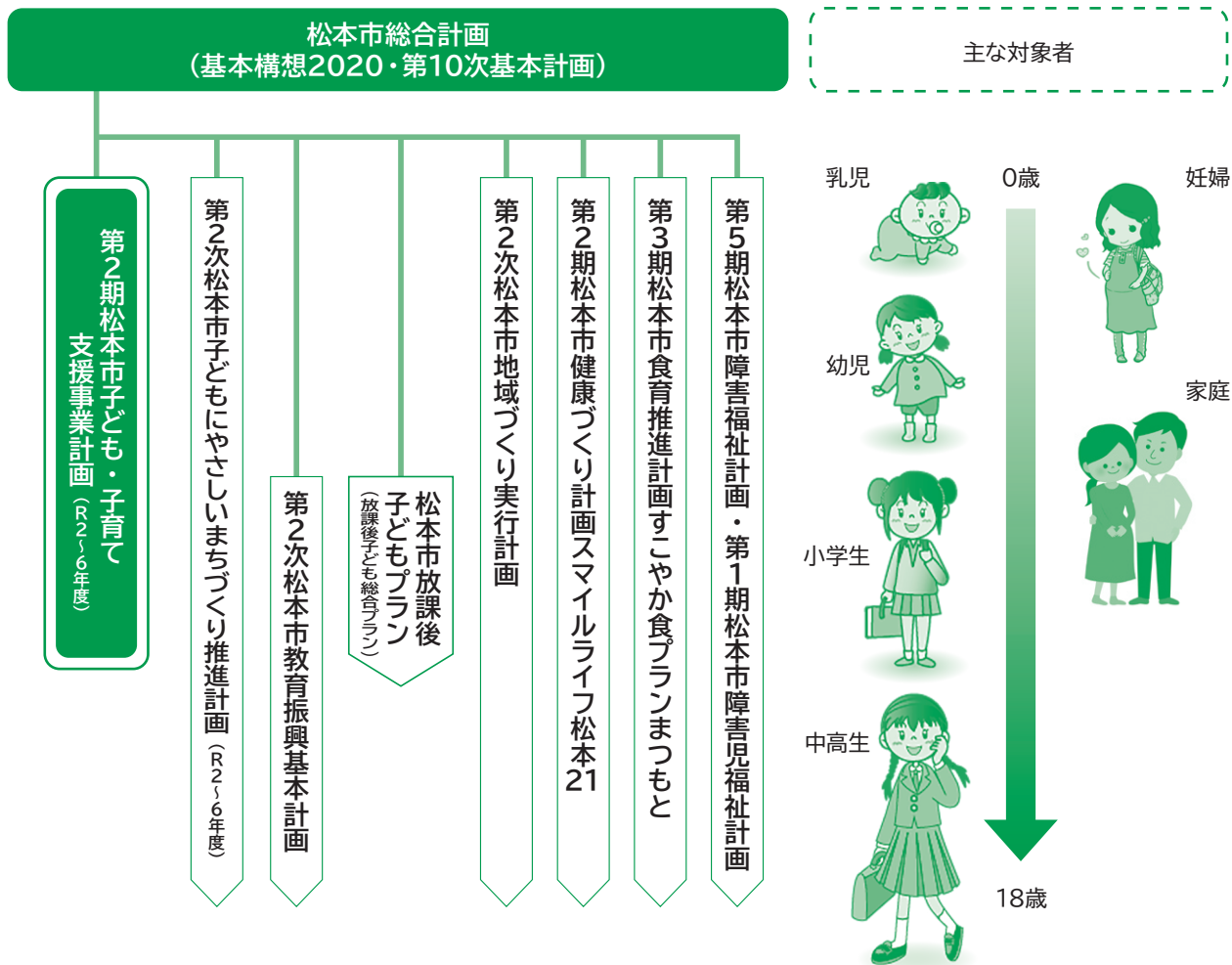
(2) 計画の位置付け

ア 松本市における他計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である「松本市総合計画」の下、子どもと子育て中の家庭を支援する、子育て分野の事業計画と位置付けられます。

また、子育てに関連する各分野の関連計画（「教育振興基本計画」、「放課後子どもプラン」、「障害児福祉計画」等）と連携・整合させながら、施策・事業を展開していきます。

図3 松本市における他計画との関係



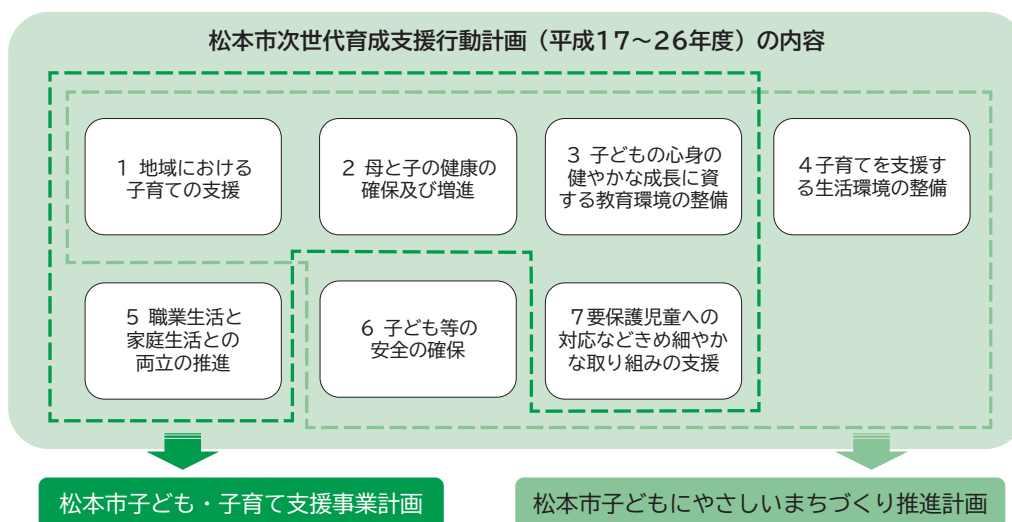
※ 第10次基本計画の計画期間は、平成28年度から令和2年度までの5カ年です。

イ 子どもにやさしいまちづくり推進計画との関係

本市では、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「松本市次世代育成支援行動計画」（平成17～26年度）の内容を、「松本市子ども・子育て支援事業計画」と「松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」の2つの計画によって引き継ぎ、子育て分野の施策を総合的に実施しています。

松本市子ども・子育て支援事業計画は「幼児期の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の供給計画、仕事と家庭の両立を実現する環境づくりの施策・事業」を担っており、松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画は、それ以外の子育て支援施策が記載されています。松本市次世代育成支援行動計画の施策との対応関係を次ページに示します。

図4 子どもにやさしいまちづくり推進計画との関係



3 松本市の子育て分野の計画の前提

本市は、子どもに関わるすべての大人が連携、協働して「すべての子どもにやさしいまちづくり」を推進することを目指し、平成25年に「松本市子どもの権利に関する条例」を制定しています。

本市の子育て分野の計画（本書及び松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画）は、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、条例に示された以下の視点を踏まえて策定されています。

わたしたちは、「すべての子どもにやさしいまち」をめざします。

- 1 どの子どもいのちと健康が守られ、本来もっている生きる力を高めながら、社会の一員として成長できるまち
- 2 どの子ども愛され、大切に育まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができるまち
- 3 どの子ども松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- 4 どの子ども地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- 5 どの子ども自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- 6 どの子どもいろいろなことに挑戦し、たとえ失敗しても再挑戦できるまち

出典：松本市子どもの権利に関する条例（前文）

4 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5カ年とし、計画の中間年に当たる令和4年度に計画の見直しを行います。令和6年度に国の方針を踏まえ、策定のための検討を行い、令和7年度から次期計画を施行する予定です。

第2章 子ども・子育てをめぐる現状

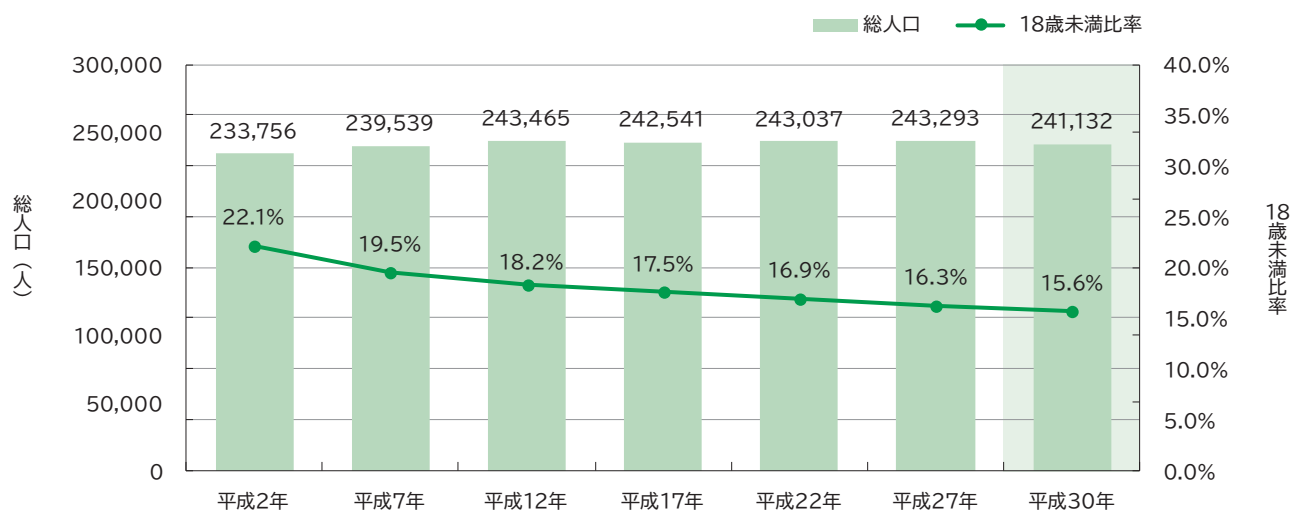
1 人口・世帯の動向

(1) 人口の推移

平成17年と平成22年の合併区域を含む本市の人口は、平成12年以降24万人台で推移しており、平成27年以降は微減となっています。子どもの人口（18歳未満）は、この30年間減少を続けており、平成30年には38,025人（図8）となっています。

年齢3区別の人口推移をみると、0歳～14歳までの年少人口が平成2年の17.6パーセントから平成30年には13.0パーセントまで減少し、少子化傾向がうかがわれます。一方で、年少人口指数の推移をみると、本市は平成12年から平成17年にかけて割合が改善し、その後は国よりも高く、長野県と同水準で22パーセント前後を推移しています。

図5 松本市の総人口と18歳未満人口の割合

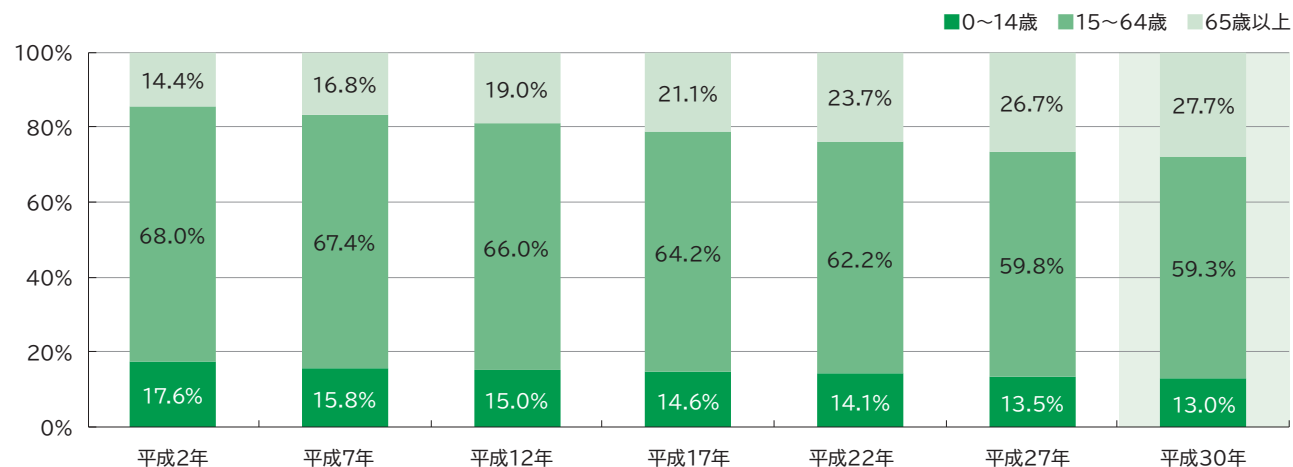


出典：長野県毎月人口異動調査（各年10月1日）

※年齢不詳は除いている

※平成22年度以前のデータについては、現在の市域に合わせて組み替えた数値

図6 松本市の年齢3区分人口の割合

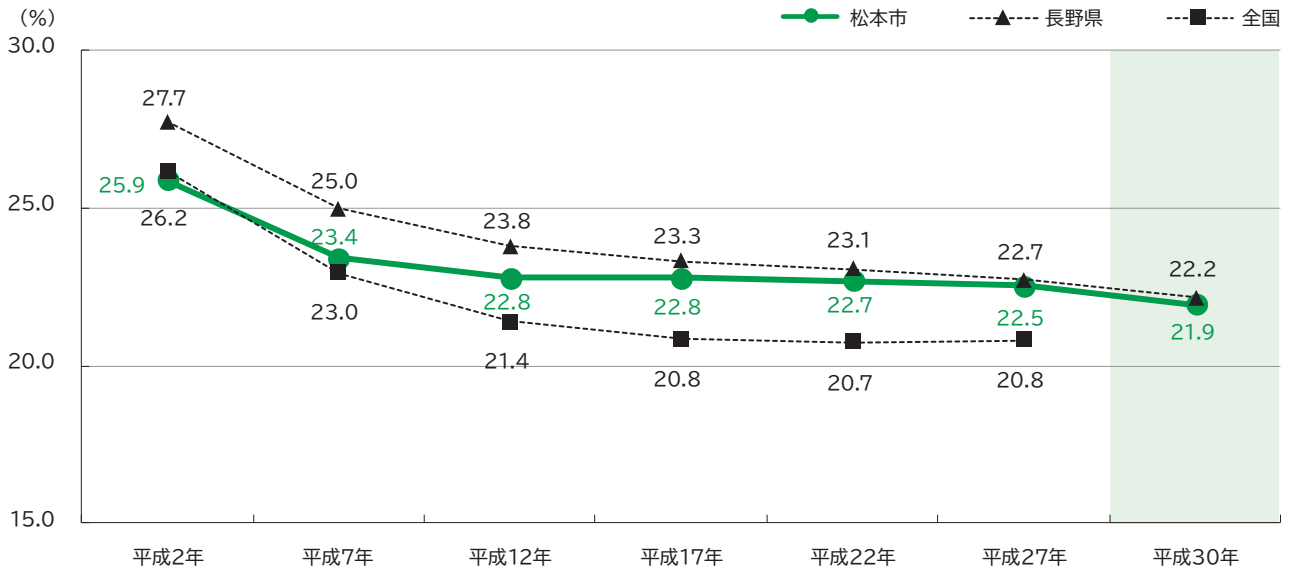


出典：長野県毎月人口異動調査（各年10月1日）

※年齢不詳は除いている

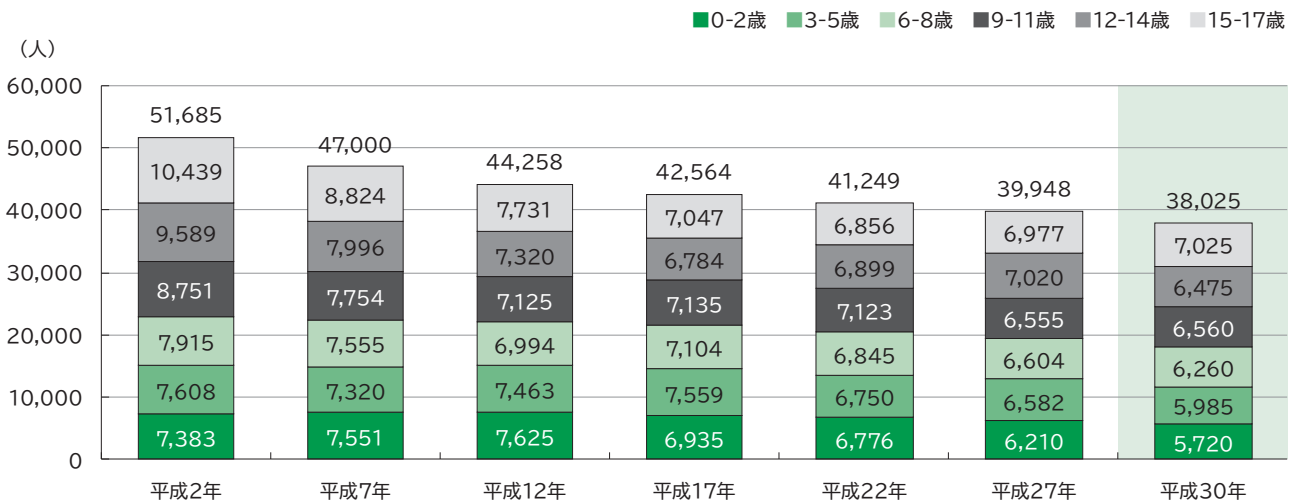
※平成22年度以前のデータについては、現在の市域に合わせて組み替えた数値

図7 年少人口指数の推移



出典：長野県毎月人口異動調査（各年10月1日）、国の指数のみ国勢調査
 ※平成22年度以前のデータについては、現在の市域に合わせて組み替えた数値

図8 松本市の18歳未満の人口の推移（内訳）



出典：長野県毎月人口異動調査（各年4月1日）
 ※平成22年度以前のデータについては、現在の市域に合わせて組み替えた数値

(2) 出生数と出生率

本市の出生率は、平成7年に10.4パーミルまで上昇しましたが、平成30年には7.8パーミルへと減少しており、出生数は1,876人となっています。

ただし、本市の出生率は、長野県や全国の平均よりも高い水準を維持しており、長野県毎月人口異動調査によれば、平成30年には県内77市町村の中で5番目に高く、松本保健福祉事務所管内の3市5村では、最も高い値となっています。

図9 出生の動向

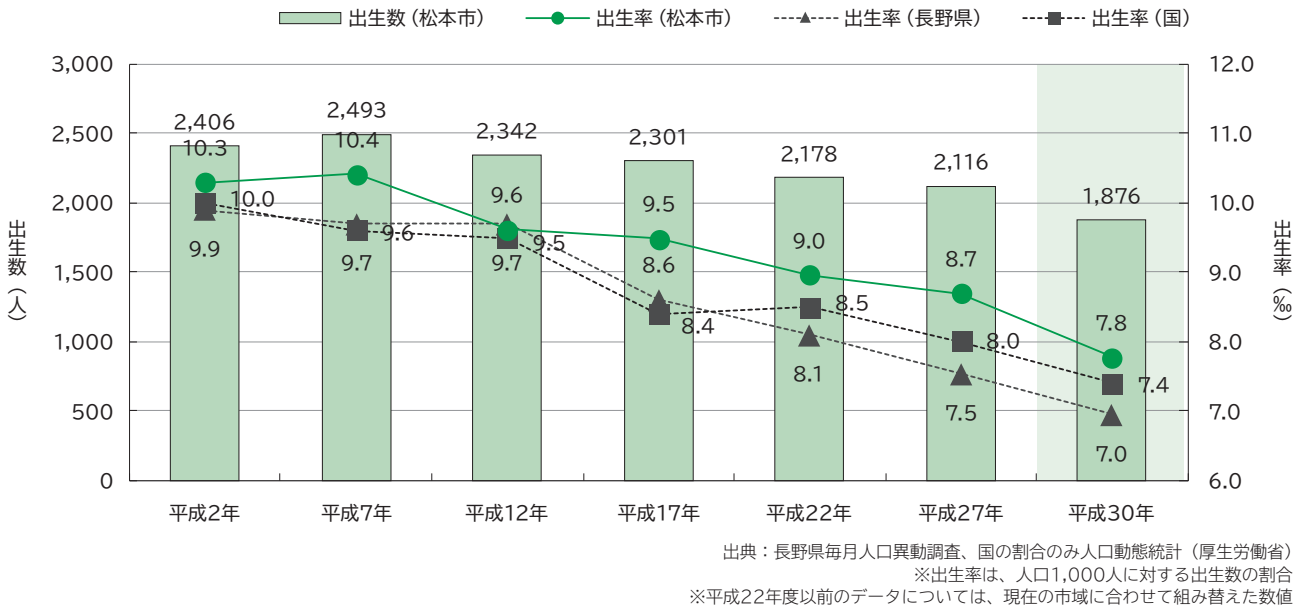


図10 県内市町村の出生率比較（上位15市町村抜粋）

順位	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年	
	自治体名	出生率 (%)	自治体名	出生率 (%)	自治体名	出生率 (%)	自治体名	出生率 (%)
1	南箕輪村	10.5	売木村	12.5	南牧村	9.4	南箕輪村	8.5
2	山形村	9.9	南箕輪村	11.5	南箕輪村	9.2	野沢温泉村	8.3
3	阿智村	9.2	諏訪市	8.9	根羽村	8.7	泰阜村	8.1
4	諏訪市	9.1	塩尻市	8.8	喬木村	8.5	東御市	8.0
5	松本市	8.7	松本市	8.6	麻績村	8.5	松本市	7.8
6	川上村	8.7	飯田市	8.2	原村	8.4	朝日村	7.8
7	木祖村	8.2	駒ヶ根市	8.1	塩尻市	8.2	飯田市	7.7
8	飯田市	8.2	箕輪町	8.1	諏訪市	8.1	塩尻市	7.7
9	宮田村	8.2	長野市	7.8	飯田市	8.0	山形村	7.6
10	下條村	8.0	泰阜村	7.8	中野市	7.8	諏訪市	7.6
11	中野市	8.0	佐久市	7.8	佐久市	7.8	佐久市	7.6
12	長野市	8.0	伊那市	7.8	山形村	7.8	箕輪町	7.6
13	茅野市	7.9	御代田町	7.7	御代田町	7.7	駒ヶ根市	7.4
14	箕輪町	7.8	上松町	7.7	長野市	7.7	豊丘村	7.4
15	塩尻市	7.8	松川町	7.6	松本市	7.6	南牧村	7.4

出典：長野県毎月人口異動調査

(3) 世帯の推移

本市の世帯数は、平成2年には7万8,290世帯でしたが、平成27年には10万173世帯へと増加しています。しかし、平均世帯人数は平成2年の3.0人から平成27年には2.4人へと減少しています。

18歳未満の子どもがいる世帯数をみると、世帯数は減少傾向にある一方で、核家族世帯の割合は増加傾向にあります。また、平均世帯人数は平成12年の4.29人から平成27年には4.04人へと減少しています。

図11 松本市の世帯数と平均世帯人数の推移

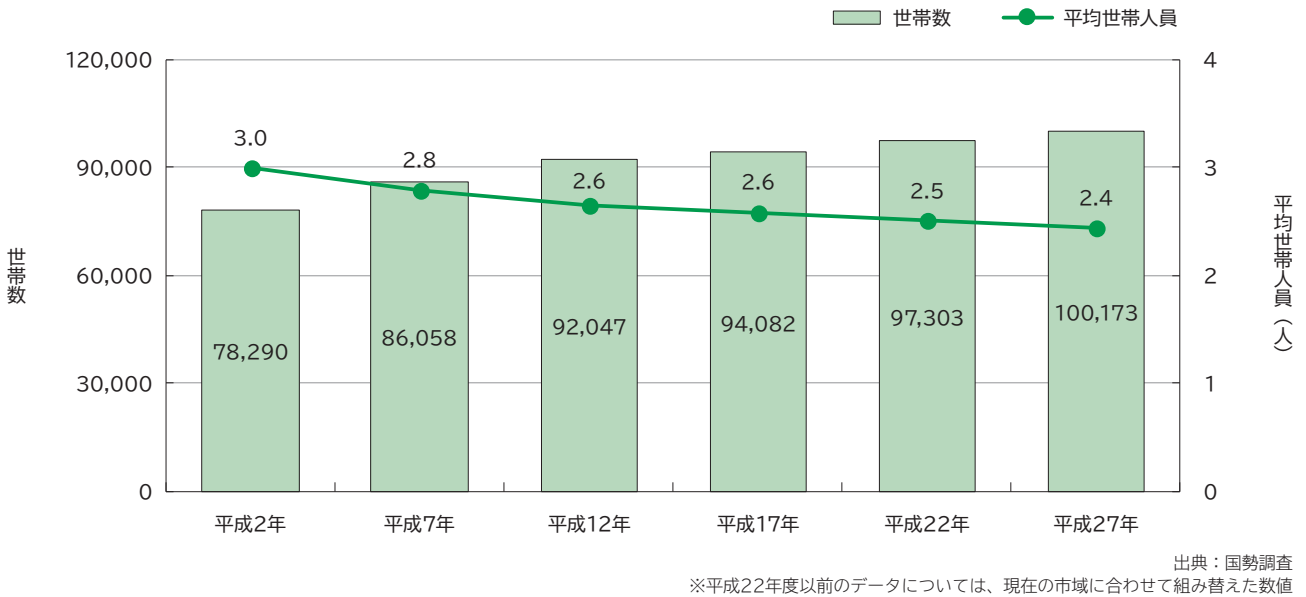


図12 松本市の18歳未満の子どもがいる世帯数の推移

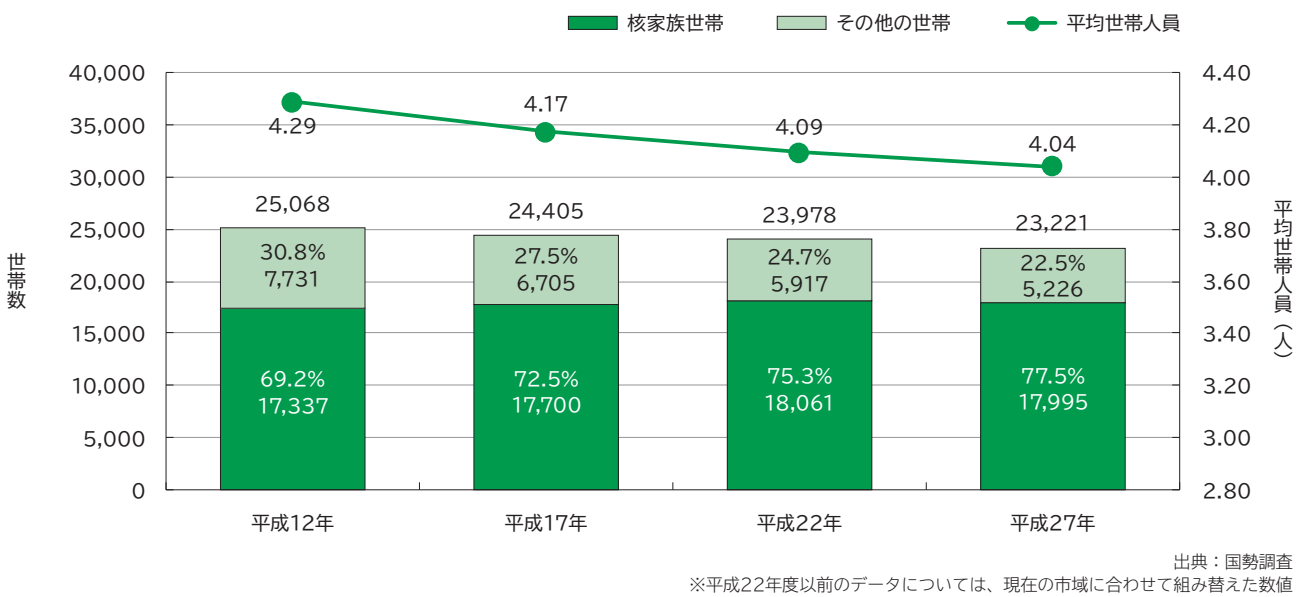
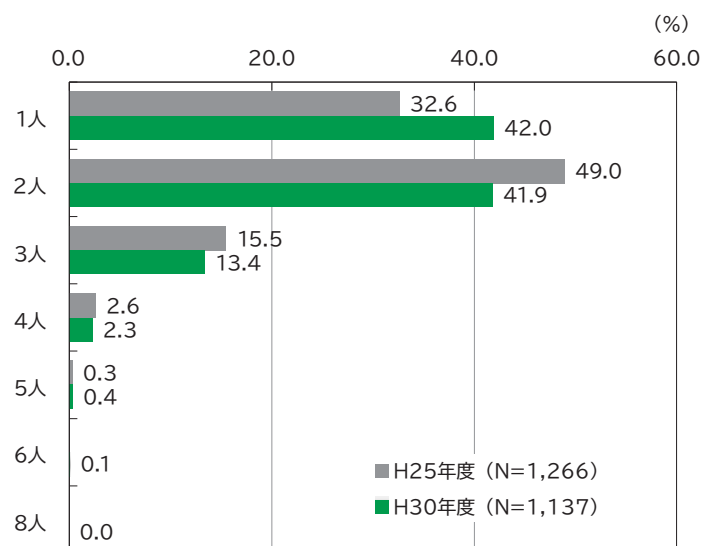


図13 子どもの人数（単一回答）



出典：子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査（松本市）



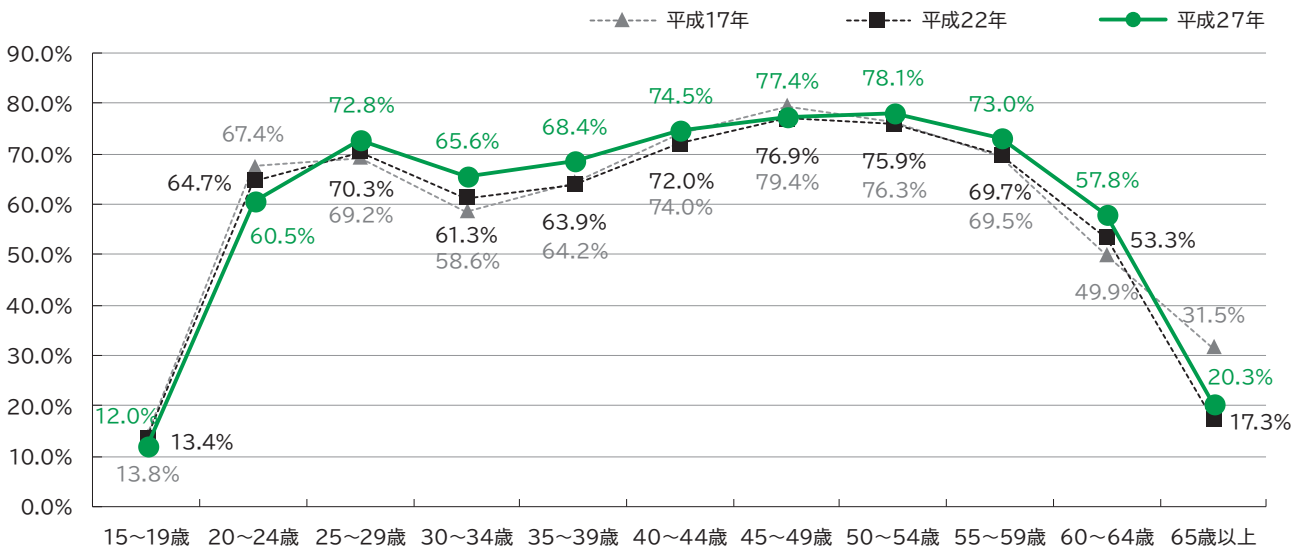
2 家庭の状況

(1) 女性の就業状況

本市の女性の就業率を、平成17年と平成27年で年齢別に比較すると、30～34歳の就業率は、平成17年の58.6パーセントから平成27年の65.6パーセントへと増加しており、女性の就業状況の特徴と言われる、いわゆる「M字カーブ」が緩やかになっています。

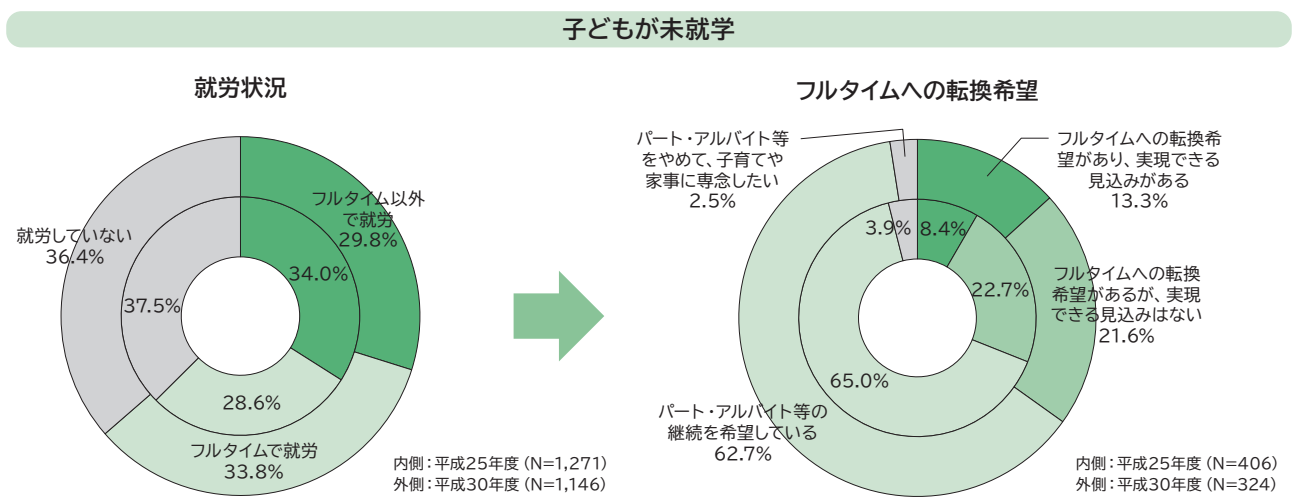
母親の就業状況を見ると、5年前と比較してフルタイムで就労する母親の割合は、未就学児の母親が5.2パーセント、小学生の母親が5.7パーセント増えています。また、フルタイム以外で働いている母親のフルタイムへの転換希望をみると、5年前と比較して未就学児の母親の「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」割合が4.9パーセント増えています。関連して、3歳までの望ましい子育て環境をみると「保育園に入園」とする割合が、5年前と比較して6.1パーセント増えています。

図14 松本市の女性の年齢階級別就業率



出典：国勢調査
※平成22年度以前のデータについては、現在の市域に合わせて組み替えた数値

図15 母親の就労状況とフルタイムへの転換希望（単一回答）



子どもが小学生

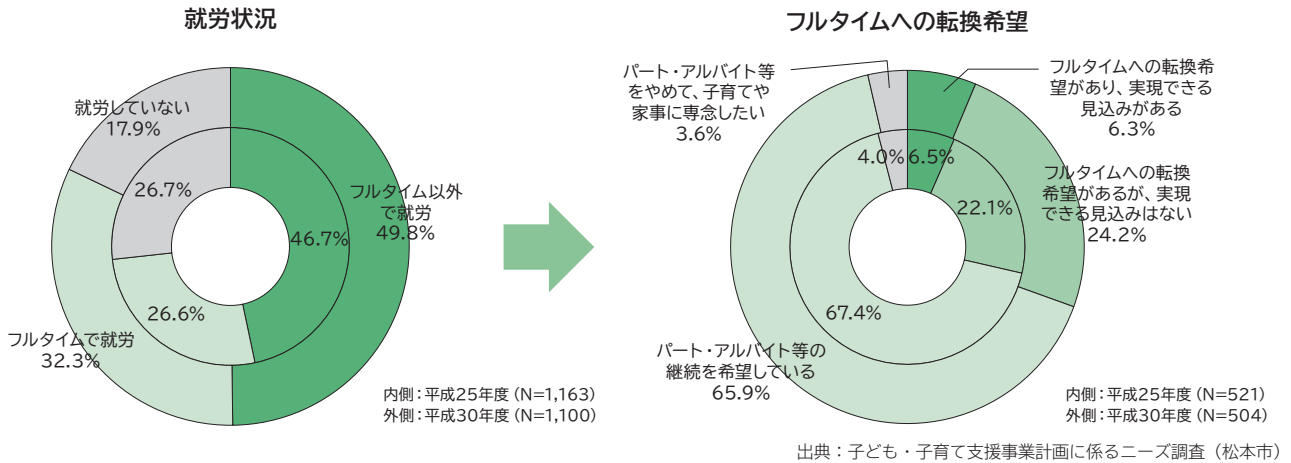
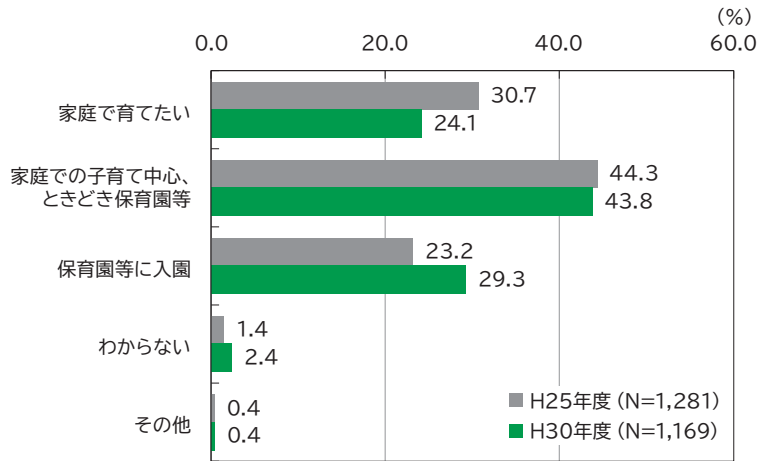


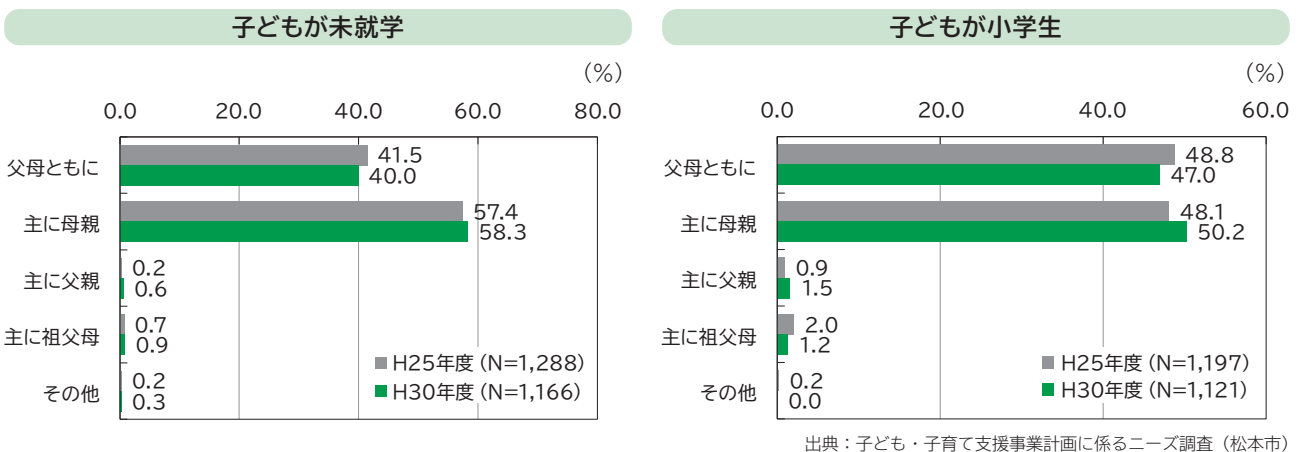
図16 3歳までの望ましい子育て環境（単一回答）



(2) 家庭での子育て環境について

家庭で子育てを主に行っている人は、未就学児・小学生がいる家庭ともに「母親」「父母ともに」の割合が大きくなっています。一方で、その内訳は5年前と比較して変化が少なくなっています。

図17 子育てを主に行っている人（単一回答）



3 子育て支援サービスの状況

(1) 幼児期の教育・保育サービスの提供状況

平成22年の合併以降、保育園と幼稚園の施設数はほぼ横ばいで推移してきましたが、平成27年以降の認定こども園化の動きを受けて、平成30年には保育園48園、幼稚園14園、認定こども園6園となっています。園児数をみると、保育園は平成24年以降減少し、平成30年には4,999人となっています。幼稚園は平成25年以降減少し、平成30年には1,831人となっています。また、認定こども園の園児数は、平成30年に741人となっています。

一方で、保育園と認定こども園の保育が必要な子どもにおける3歳未満児の割合は、平成22年の20.2パーセントに対し、平成30年では26.9パーセントと増加傾向にあります。本市では、平成29年10月から3歳未満児に待機児童が発生しており、その解消が課題となっています。

図18 幼稚園・保育園・認定こども園の施設数と入園児数

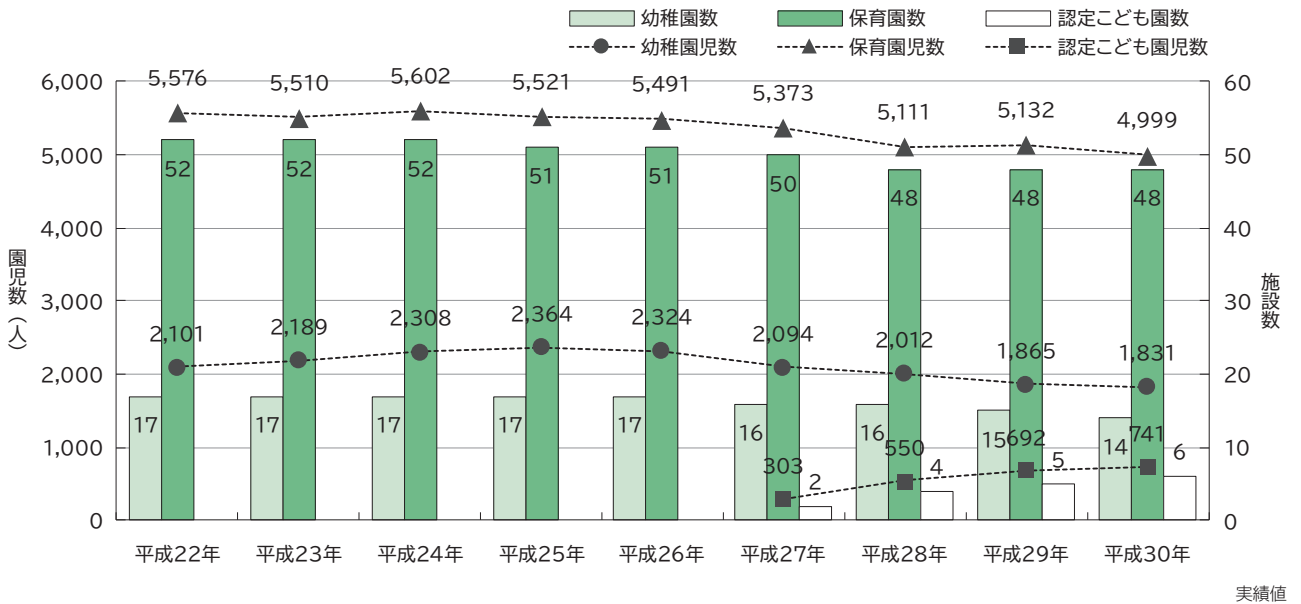
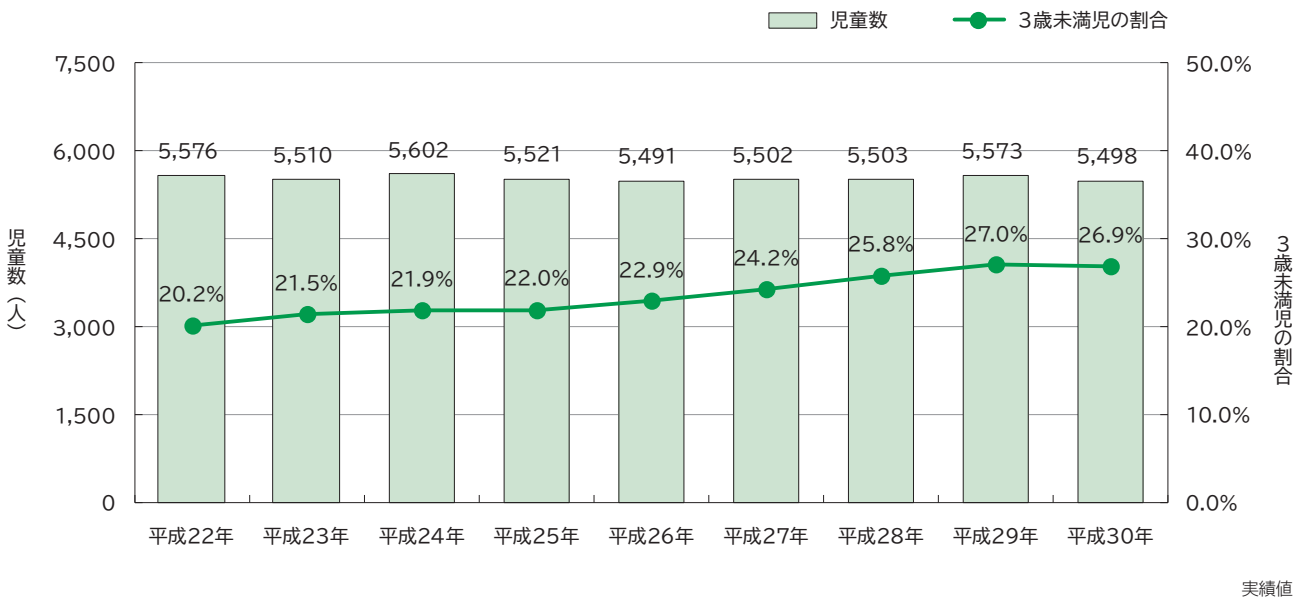


図19 保育園と認定こども園の保育が必要な子どもにおける3歳未満児の割合



(2) 地域子ども・子育て支援サービスの提供状況

子ども・子育て支援新制度が始まった平成27年以降、放課後児童健全育成事業については量の見込みを上回る利用が発生しています。病児・病後児保育、子育て短期支援事業については、平成29年度の間見直しにおいて、量の見込みを上方修正し、事業量を拡大することで利用ニーズに対応しています。その他、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業等の地域子ども・子育て支援サービスについては、利用ニーズに合わせた事業量を提供しています。

新規相談受理件数をみると、相談件数は増加傾向にあります。児童虐待相談については、平成28年度以降は10パーセント程度の割合を推移しています。

図20 放課後児童健全育成事業の利用者数

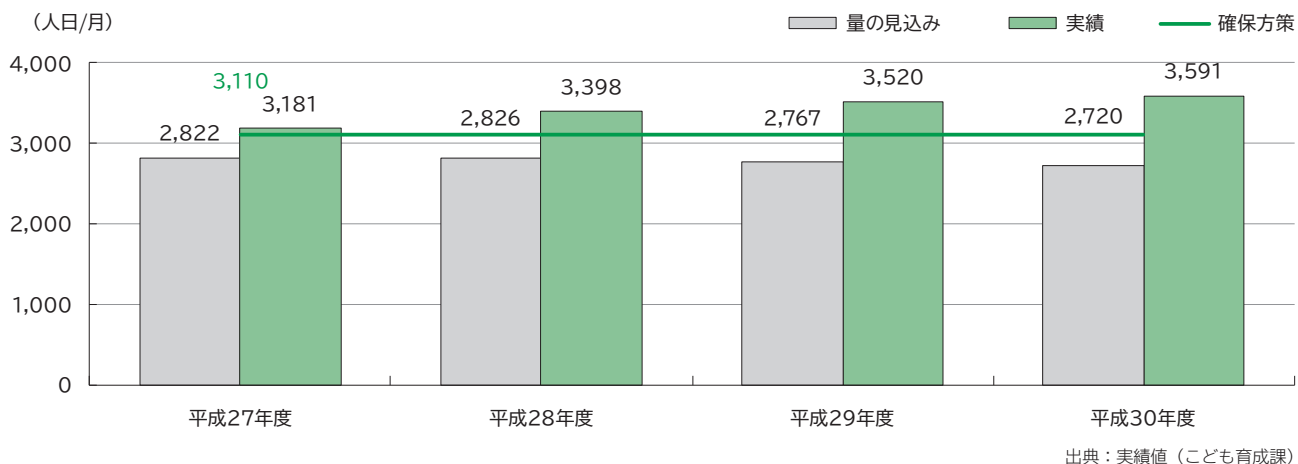


図21 病児・病後児保育の利用者数

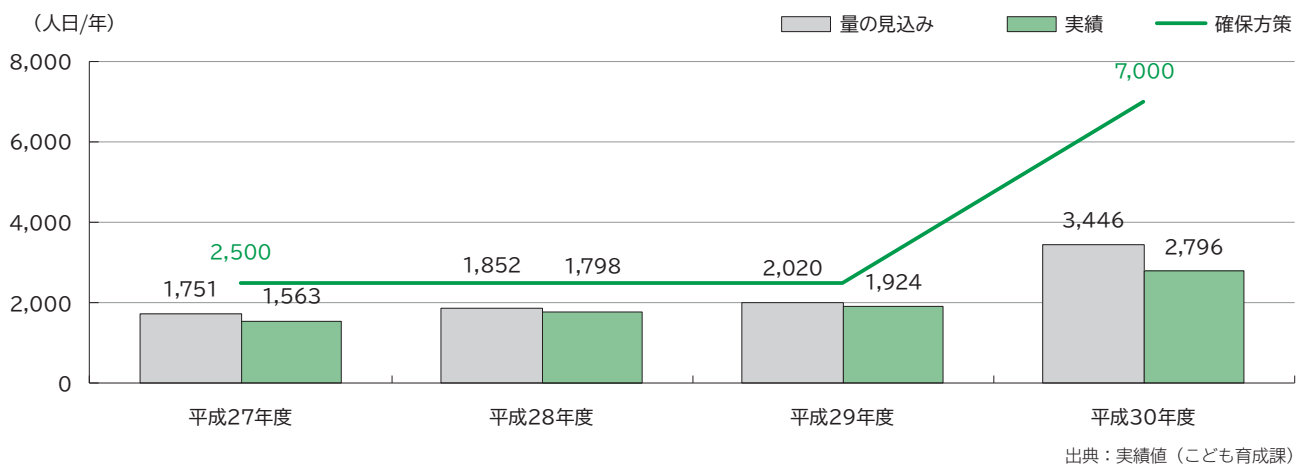


図22 子育て短期支援事業の利用者数

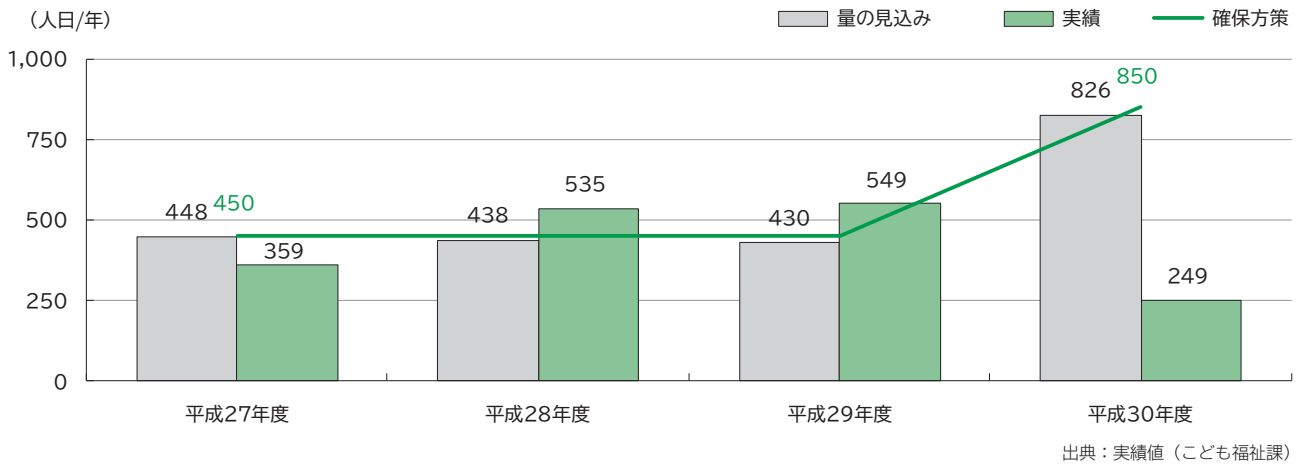
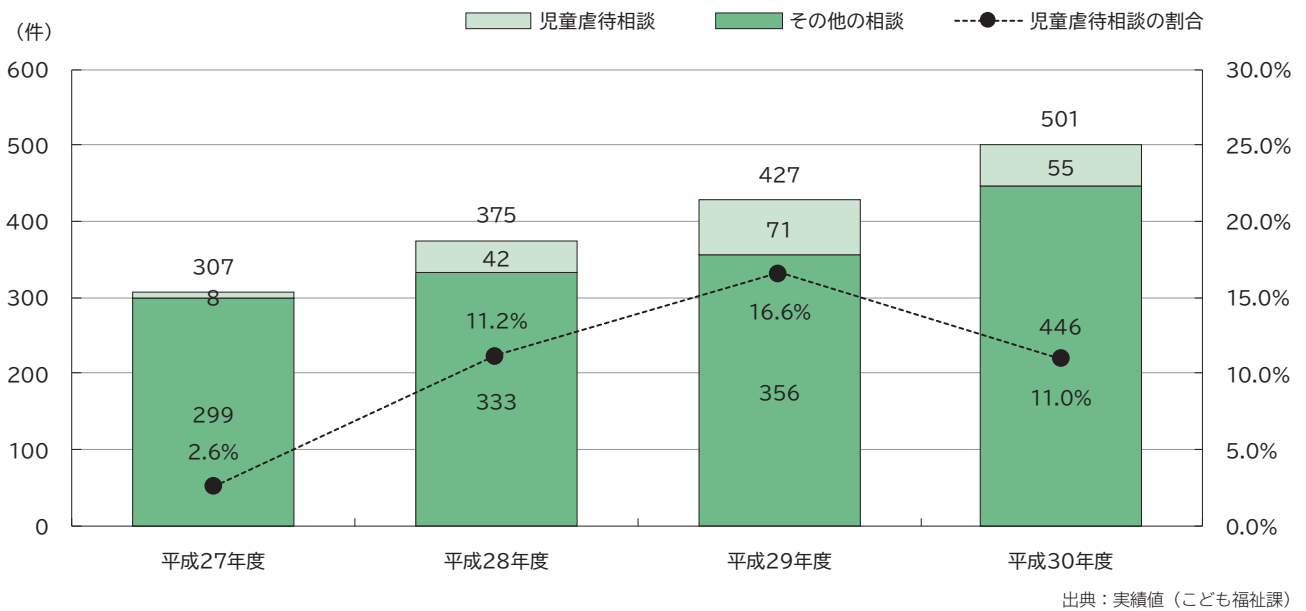


図23 新規相談受理事件数



4 子育て支援へのニーズ

(1) これからの子育て支援施策で特に重要だと思うもの（複数回答）

これからの子育て支援施策で特に重要だと思うものをみると、未就学児の保護者では「仕事と子育てが両立できるような保育園・幼稚園の箇所数や内容の充実」が最も割合が大きくなりました。また、5年前と比較して「仕事と子育てが両立できるよう労働時間の改善など、企業や労働者に対する啓発」「親子トイレ・授乳コーナーの設置や禁煙・分煙など、子どもにやさしい環境整備の充実」の割合が増えています。

小学生の保護者では「犯罪や交通事故から子どもを守るための取組みの充実」が最も割合が大きくなりました。また、5年前と比較して「仕事と子育てが両立できるよう労働時間の改善など、企業や労働者に対する啓発」「家庭の教育力向上のための学習機会の充実」の割合が増えています。

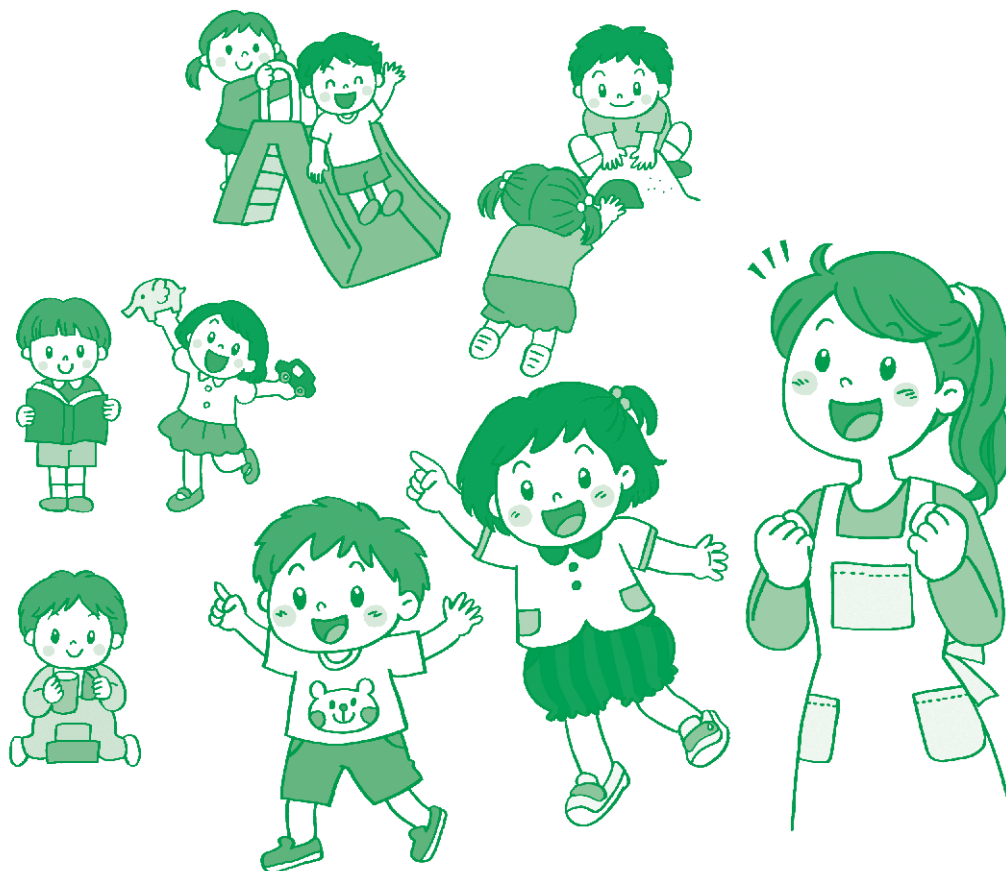
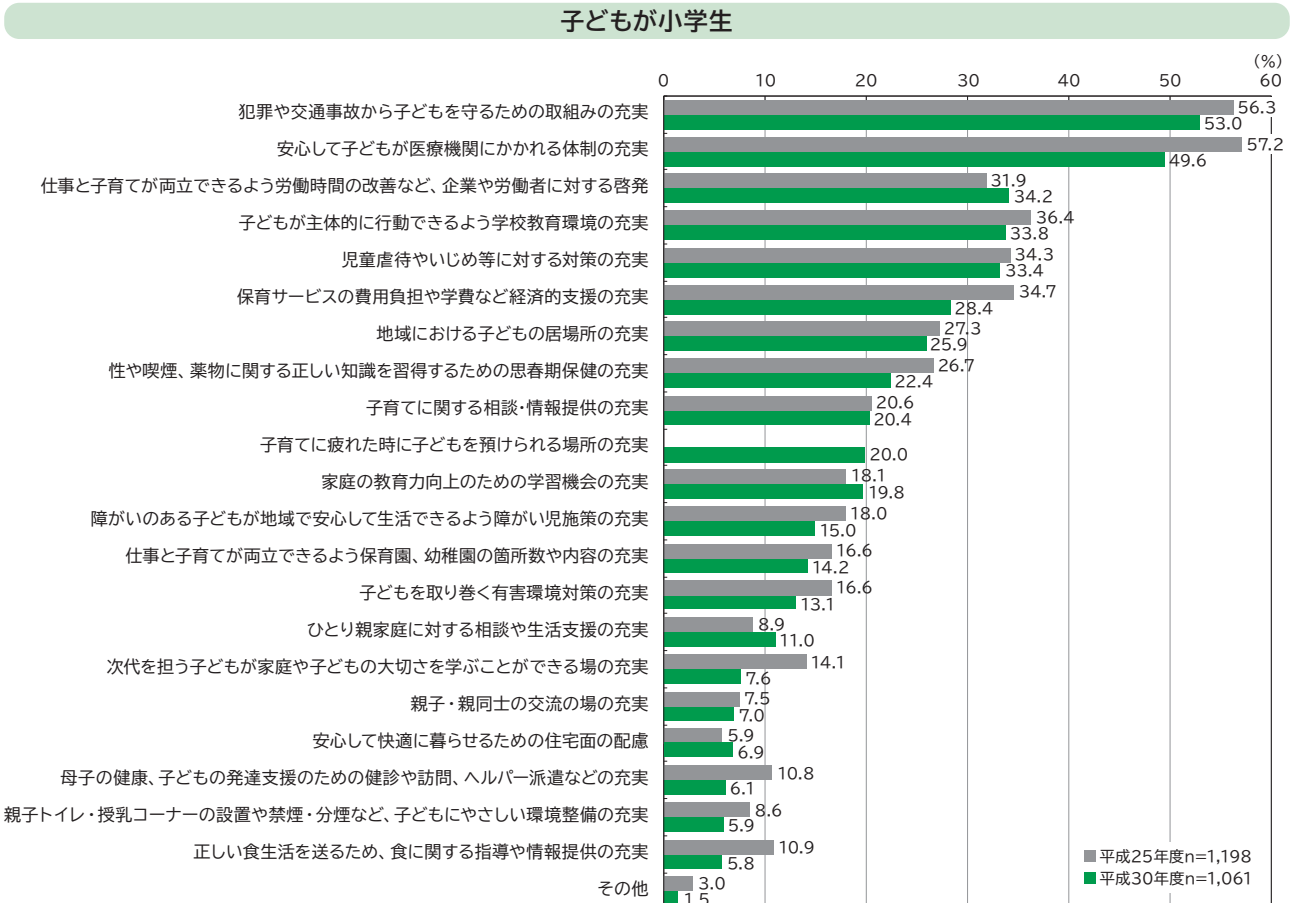
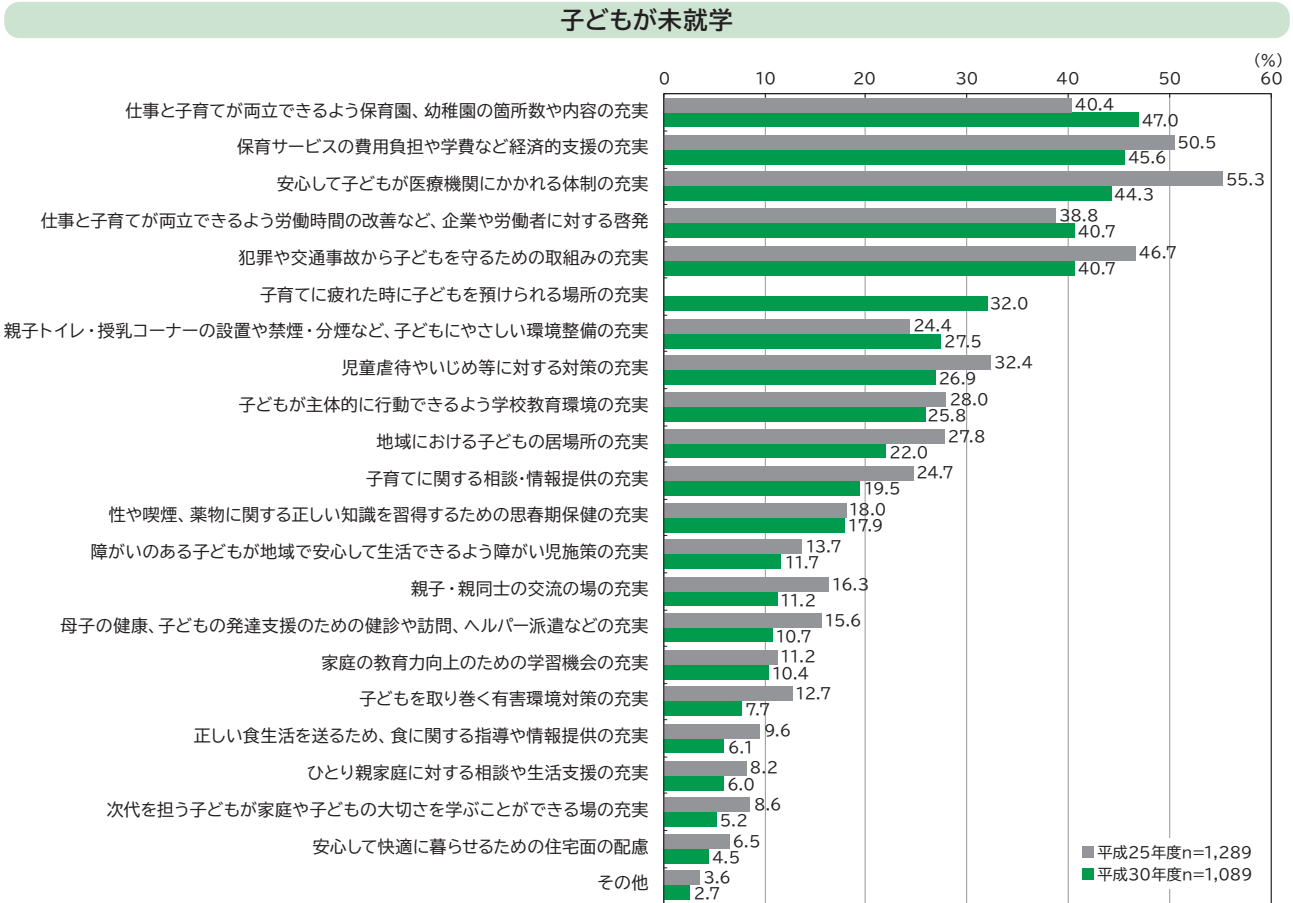


図24 これからの子育て支援施策で特に重要だと思うもの

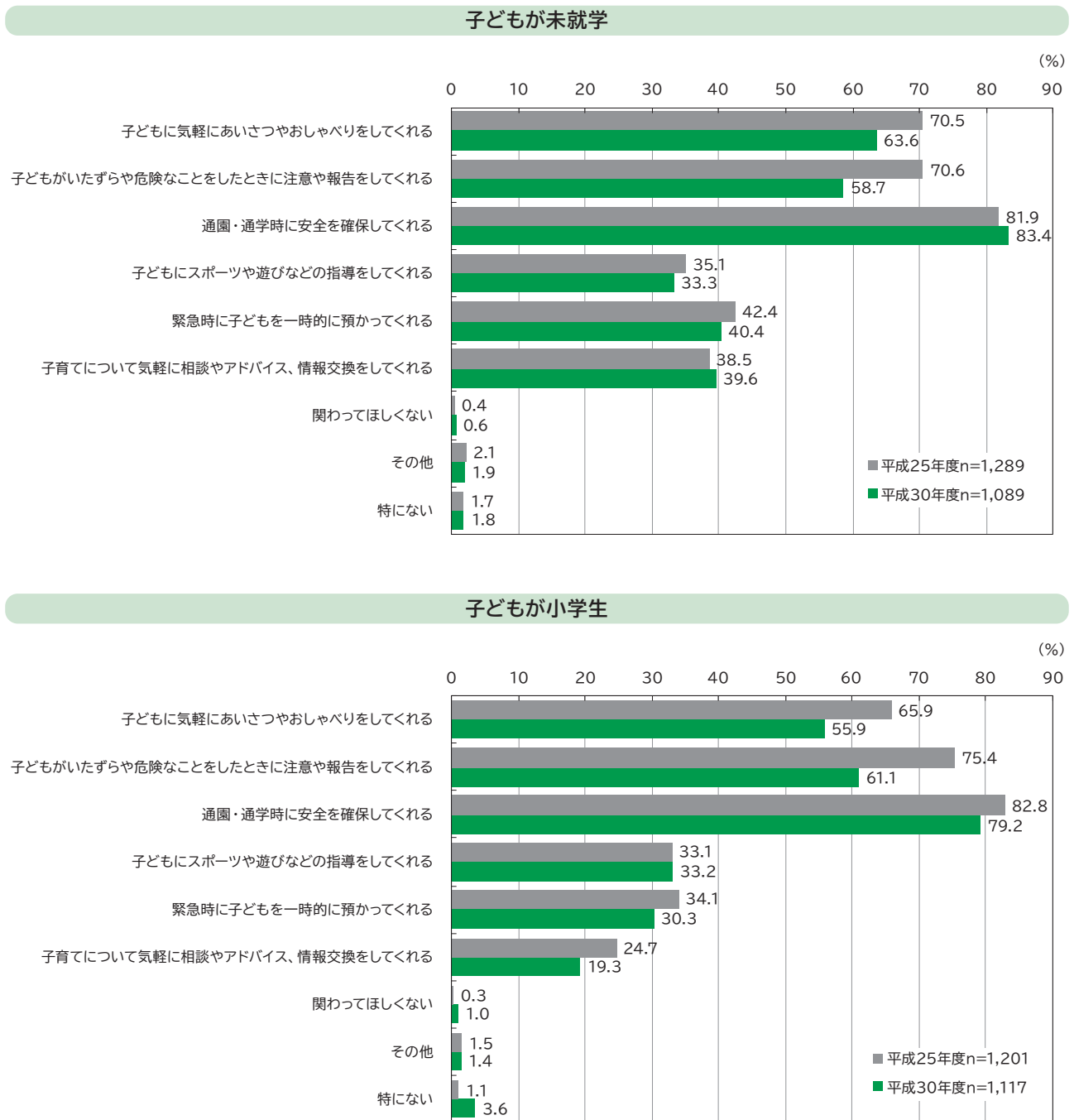


出典：子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査（松本市）

(2) 子育てについて地域に期待すること

子育てや子どもに関して地域に期待することについては、「通園・通学時の安全確保」「気軽なあいさつやおしゃべり」「注意や報告」が未就学児、小学生の保護者ともに多くなっています。一方で、5年前と比較すると、「気軽なあいさつやおしゃべり」「注意や報告」等の項目において割合が減っています。

図25 子育てや子どもへの関わりで地域に期待すること（複数回答）



出典：子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査（松本市）

5 第1期計画の達成状況

第1期計画の事業評価を実施したところ、次の結果を得ました。

第1期計画では、国の子ども・子育て支援新制度に対応した事業を展開し、おおむね計画通りの事業量を確保してきたものの、母親の就業率上昇を受けて一部の事業（3歳未満児の保育、放課後児童健全育成事業）で施設が不足したり、狭隘化したりする状況が発生しています。

第2期計画では、十分な事業量の確保に改めて取り組むとともに、母親の就業率上昇を受けて重要性が増しているワーク・ライフ・バランスを実現する環境づくりに関する事業を、更に充実することが求められます。

図26 第1期計画の評価の概要

基本目標	達成できた事業の割合	評価の内容
基本目標1 質の高い幼児期の学校教育・保育の提供	66.7%	3歳以上児については、教育・保育ともに施設が充足している。 3歳未満児については、母親の就労率上昇による利用拡大と保育士不足により、平成29年10月から待機児童が発生している。保育士の処遇改善に取り組んでいるものの、保育士不足の解消までには時間がかかる状況となっている。
基本目標2 地域のニーズに応じた子育て支援の質・量の充実	91.7%	放課後児童健全育成事業については、少子化が進む一方で、母親の就労率上昇により放課後留守家庭となる児童数が増加しており、一部の施設で一時的・急速に狭隘化が進んでいる。 それ以外の事業については、十分な事業量が提供されている状況となっている。
基本目標3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の両立）を実現する環境づくりの推進	100.0%	事業評価としては、計画された内容が達成されている状況となっている一方で、4つの指標のうち2つ（次世代育成支援対策支援法に基づく認定企業数、男性の育児休業取得率）が目標値を下回っている。就労を希望する市民が、希望を実現していくために、ワーク・ライフ・バランスを実現する環境づくりをさらに充実していく必要がある。

図27 基本目標3の評価指標

施策	指標名	第1期計画策定時	実績値	目標値
(1) 意識を変えるための取組み	両親学級事業の参加率	21.5% (平成25年度)	35.8% (平成30年度)	30% (令和元年度)
(2) 仕組みを変えるための取組み	子育て応援宣言の登録企業数（市内）	18社 (平成25年度)	62社 (平成30年度)	60社 (令和元年度)
	次世代育成支援対策支援法に基づく認定企業数	7社 (平成25年度)	9社 (平成30年度)	15社 (令和元年度)
(3) 行動に移していくための取組み	男性の育児休業取得率	2.6% (平成25年度)	3.4% (平成30年度)	5.0% (令和元年度)

第3章 計画策定の方向性

1 基本理念

本計画の根底に位置付ける基本理念を以下のように設定します。

すべての子どもにやさしいまち —育ちあい、支えあい、分かちあい—

一人ひとりの子どもの「いのち」を大切にした子ども支援により、子どもが一市民として尊重され、子どもの権利が守られた「子どものための最善の利益」が実現する社会を目指します。

あわせて、松本市が培ってきた質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を維持・向上させ、「子どもを産み、育てやすいまちづくり」に今後も取り組み、「健康寿命延伸都市・松本」を実現します。

また、親子が共に育つ教育・保育環境を整えるとともに、子育て世帯が、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の両立）を実現するような環境づくりを推進しながら、子どもの健やかな成長を、子育て世帯だけでなく職場や地域が重層的に支え合い、その喜びを分かち合う社会の実現を目指します。



2 基本目標

本計画の基本理念の実現に向けては、本市の子ども・子育てをめぐる現状・課題を踏まえ、次の3つの基本目標を掲げて事業を展開します。

- 基本目標1 質の高い幼児期の学校教育・保育の提供
【育ちあい・支えあい】
- 基本目標2 地域のニーズに応じた子育て支援の質・量の充実
【育ちあい・支えあい】
- 基本目標3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の両立）を実現する環境づくりの推進 【支えあい・分かちあい】

基本目標1 質の高い幼児期の学校教育・保育の提供 【育ちあい・支えあい】

■現状の課題

- ・母親の就業率やフルタイムでの就業の増加の影響を受けて、3歳未満児に待機児童が発生しています。保護者が子どもと向き合うために時間・精神的なゆとりを確保していくことが重要です。
- ・子育て家庭の多くが、子育てに関する経済的負担の軽減を求めています。



子育てや仕事に関する希望を実現できるまちを実現するため、幼児期の学校教育・保育について適切な事業量を見込み、待機児童の解消に取り組んでいきます。合わせて、保育の質を向上していくために、施設への巡回指導や研修の充実を推進します。また、生活圏を考慮し子育て家庭にとって無理のない就園ができる環境を整えます。

更に、幼児教育・保育の無償化を推進し、子育て家庭の経済的負担を軽減していきます。

基本目標2 地域のニーズに応じた子育て支援の質・量の充実 【育ちあい・支えあい】

■現状の課題

- ・少子化、核家族化等の社会や家庭の変化に対応して、子どもを安心して生み・育てられる環境づくりを推進していくため、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援をさらに強化していくことが求められます。
- ・相談事業の利用件数は増えており、児童虐待相談も発生しています。
- ・母親の就業率上昇に対応し、子どもを安心して預けられる体制を維持・充実していく必要があります。特に、放課後児童健全育成事業については、一部の施設で急速に狭隘化が進んでいます。



妊娠期から出産、育児にかけて提供する、母子保健サービスと子育て支援サービスの連携を強化（関係者の情報共有の推進・子育て世代包括支援センター機能の充実等）し、援助を要する状況にある家庭への着実な支援につなげる等、切れ目のない支援を充実させます。

また、近年ニーズが増えている放課後児童健全育成事業については、適切な事業量を見込み、受け入れ環境を整備していきます。その他の預かりサービスについては、適切な事業量を維持していきます。

基本目標3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の両立）を実現する環境づくり の推進【支えあい・分かちあい】

■現状の課題

- ・子育て世代が、子育てや仕事に関する希望を実現できるようになるためには、子育てと仕事を両立できる社会環境をつくっていくことが必要です。
- ・子どもと関わる時間が相対的に減少していく中で、子育ての質を担保していくためには、家庭の子育て力を底上げするための支援に取り組んでいくことも重要です。



子育てと仕事の両立を実現できるようにするため、子育てに関する職場の理解や、家庭での育児の分担を促進します。

家庭の子育て力を底上げするため、家庭での子育ての重要性を保護者と共有し、子育てに関する情報提供のタイミングや内容を改善していきます。

3 事業計画の構成

本計画は、子ども・子育て支援新制度に基づく、需給調整を主眼とした事業計画という性格を持っています。事業計画の構成は以下に示すとおりですが、個別の事業計画の検討及び実施においては、上述の「基本理念」、「基本目標」に十分に留意して推進していきます。

1 基本目標1 質の高い幼児期の学校教育・保育の提供

子どものための教育・保育給付対象事業の推進

- (1) 施設型給付及び地域型保育給付に係る事業の推進（保育課）
- (2) 認定こども園の普及、各施設・事業や小学校との連携等に係る事項（保育課）

2 基本目標2 地域のニーズに応じた子育て支援の質・量の充実

地域子ども・子育て支援事業

- (1) 利用者支援事業（健康づくり課、こども育成課、保育課）
- (2) 地域子育て支援拠点事業（こども育成課）
- (3) 妊婦健康診査（健康づくり課）
- (4) 乳児家庭全戸訪問事業（こども福祉課）
- (5) 養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業（こども福祉課）
- (6) 子育て短期支援事業（こども福祉課）
- (7) ファミリー・サポート・センター事業（こども育成課）
- (8) 一時預かり事業（保育課）
- (9) 延長保育事業（保育課）
- (10) 病児・病後児保育事業（こども育成課）
- (11) 放課後児童健全育成事業（こども育成課）
- (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（保育課）
- (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（保育課）

3 基本目標3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の両立）を実現する環境づくりの推進

関連施策の展開

労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

4 関連計画の施策の方向性と関連事業

本計画の事業は、関連計画の施策の方向性を踏まえて実施されます。また、関連事業と連携しながら、事業の効果を高めていくものとします。

基本目標1 質の高い幼児期の学校教育・保育の提供

【総合計画】基本施策2-3-3 保育環境の充実

- ・多様な保育ニーズに応えられるよう、乳幼児保育、延長保育や一時預かりなど、保育サービスの充実と、安全で良好な保育環境の整備を進めます。
- ・私立幼稚園の認定こども園化を促進し、3歳未満児の受入れ拡大に取り組みます。
- ・保育の質・量を充実させるため、保育士の処遇改善を図るとともに、新規保育士の確保や現在は離職している保育士（潜在保育士）の掘起しに努めます。
- ・保育を担う人材を育成するため、中・高校生の保育園での職場体験を積極的に受け入れます。

【教育振興計画】施策1 子どもの教育の充実 施策の方針7 子ども関係施設の整備・充実

- ・幼稚園・保育園及び児童館・児童センター等は、老朽度や少子化に対応した整備を進めます。

【主な関連事業】

保育園・幼稚園・認定こども園施設整備事業、私立保育園・幼稚園・認定こども園への助成等、保育園・幼稚園・認定こども園危機管理対策事業、私立幼稚園・保育園の認定こども園化の支援、園庭の一部芝生化事業、食育の推進、アレルギー対応食の充実、特別保育の充実

基本目標2 地域のニーズに応じた子育て支援の質・量の充実

【総合計画】基本施策2-3-2 出産・子育て環境の充実

- ・安心して妊娠、出産、子育てができるよう、子育てを包括的に支援するためのセンターを設置して、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制を強化します。
- ・子どもの安全、安心に配慮して、計画的に子育て施設の整備を進めます。

【主な関連事業】

■利用者支援事業の関連

子ども子育て包括支援センター事業、子育てコミュニティサイト運営事業

■地域子育て支援拠点事業の関連

子育てサークル等への支援

■妊婦健康診査の関連

妊婦相談、妊婦歯科健診、産婦健診

■乳児家庭全戸訪問事業の関連

新生児訪問

■養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業の関連

あるがキッズ支援事業（発達障害児の支援）、松本市要保護児童対策地域協議会

■ファミリー・サポートセンター事業の関連

子育てサポーター訪問事業、子育てサポーター養成講座

■放課後児童健全育成事業の関連

放課後子ども教室、児童館等施設整備事業

基本目標3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の両立）を実現する環境づくりの推進

【総合計画】基本施策2-3-2 出産・子育て環境の充実

- ・家事や育児における固定的な男女間の役割分担意識の解消などの意識啓発事業や、育児講座等を通じた子育ての喜びの醸成と母親と父親の育児協力を促します。
- ・若い世代が心にゆとりを持って、仕事と子育てを両立させることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの啓発に努めるとともに子育て支援施策を充実します。

【主な関連事業】

男女共同参画意識啓発事業、幼稚園・保育園における親育ち支援事業、雇用・労働に関する法律、制度等の周知啓発事業、仕事と家庭の両立促進事業等

第4章 事業計画

1 子どものための教育・保育給付と地域子ども・子育て支援事業の提供区域

子ども・子育て支援法第61条第2項第1号により、市町村は、地理的条件、人口、交通事情、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」の提供区域を設定することとされています。本市においては、下表のとおり設定します。

	量の見込みを出す必要のある事業	対象児童年齢	区域
教育・保育	(1) 1号認定（認定こども園、幼稚園） 2号認定（教育の利用希望が強いもの）	年少～年長	全市
	(2) 2号認定（認定こども園、保育所）	年少～年長	全市
	(3) 3号認定（認定こども園、保育所、地域型保育）	3歳未満児 （4月1日現在満年齢）	全市
地域 子ども・子育て 支援事業 （松本市における 事業名）	(1) 利用者支援事業	0歳～小学6年生	全市
	(2) 地域子育て支援拠点事業	就学前児童 （事業量は0～2歳で算出）	全市
	(3) 妊婦健康診査	—	全市
	(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後4か月まで	全市
	(5) 養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童の 支援に資する事業	—	全市
	(6) 子育て短期支援事業	18歳未満の児童	全市
	(7) ファミリー・サポート・センター事業（※）	0～15歳	全市
	(8) 一時預かり事業	就学前児童	全市
	(9) 延長保育事業	就学前児童	全市
	(10) 病児・病後児保育事業	病児：生後5か月～小学校3年生 病後児：未就学児童（満1歳以上）	小学校区
	(11) 放課後児童健全育成事業	小学生	全市
	(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	—	全市
	(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための 事業	—	全市

※ ファミリー・サポート・センター事業は、対象者で区分すると、未就学児に対するもの、病児・病後児に対するもの、就学児に対するものの3区分されます。(7)ファミリー・サポート・センター事業の項目では未就学児・就学児に対する事業量を記載し、病児・病後児に対する事業量は(10)病児・病後児保育事業に記載しています。

〈参 考〉

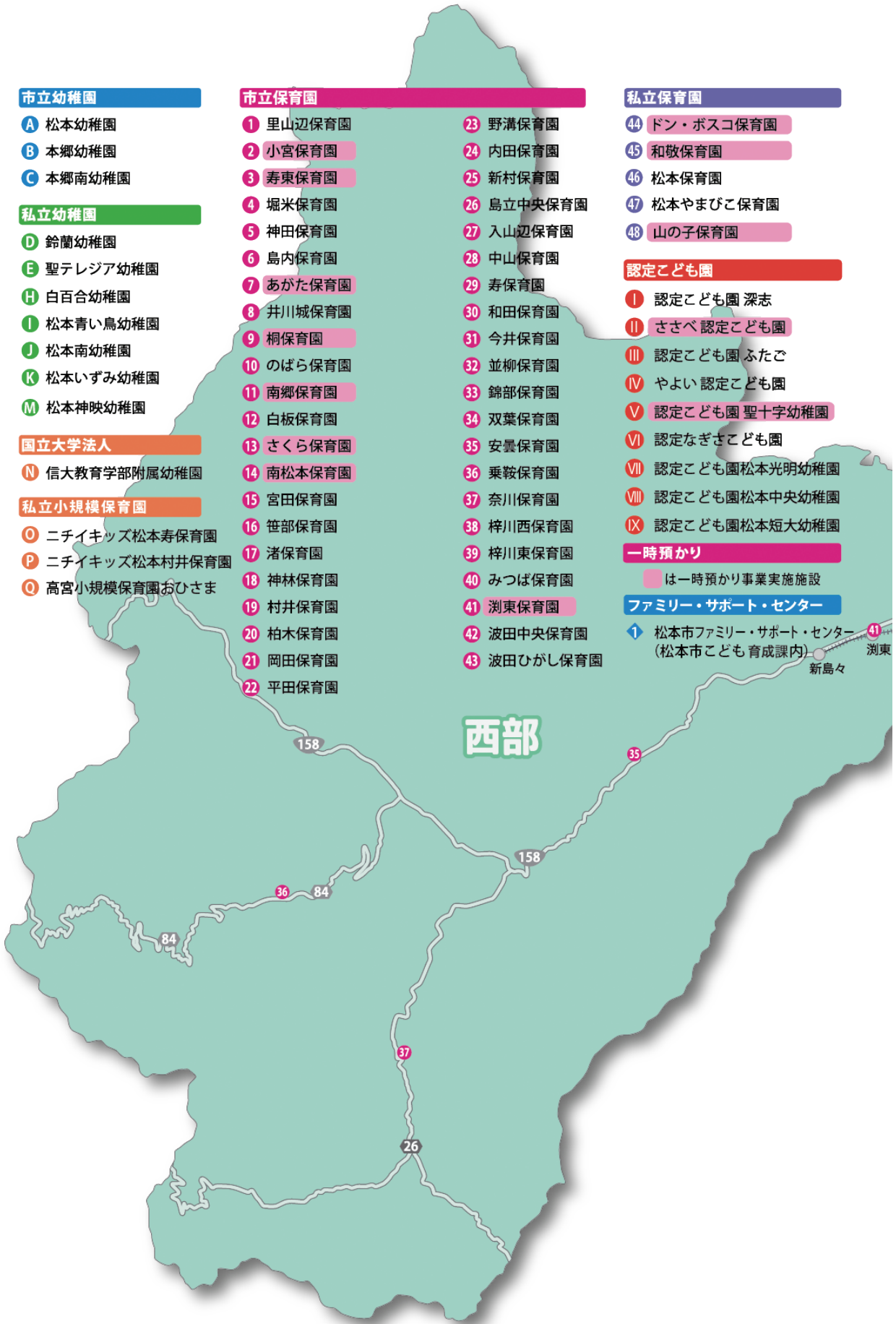
量の見込みを算出するために、住民基本台帳による行政地区別・性別・年齢別人口（平成30年4月1日現在）を使用し、コーホート変化率法（※）を用いて本市の計画期間における子どもの人口を推計しました。

次ページ以降では、下表の人口に対応した量の見込みを設定しています。

（※）各コーホート（同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

単位：人

	推計				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	1,933	1,846	1,871	1,635	1,766
1歳	1,924	1,927	1,840	1,865	1,632
2歳	1,757	1,917	1,920	1,834	1,862
3歳	2,006	1,753	1,911	1,914	1,831
4歳	1,971	2,002	1,750	1,905	1,911
5歳	2,058	1,967	1,997	1,746	1,901
0-5歳	11,650	11,412	11,289	10,898	10,903
6歳	2,048	2,053	1,963	1,993	1,767
7歳	2,119	2,043	2,049	1,958	2,017
8歳	2,226	2,146	2,039	2,044	1,983
9歳	2,144	2,254	2,172	2,034	2,069
10歳	2,266	2,172	2,282	2,199	2,059
11歳	2,343	2,294	2,199	2,310	2,178
6-11歳	13,146	12,962	12,703	12,539	12,073



市立幼稚園

- A 松本幼稚園
- B 本郷幼稚園
- C 本郷南幼稚園

私立幼稚園

- D 鈴蘭幼稚園
- E 聖テレジア幼稚園
- H 白百合幼稚園
- I 松本青い鳥幼稚園
- J 松本南幼稚園
- K 松本いずみ幼稚園
- M 松本神映幼稚園

国立大学法人

- N 信大教育学部附属幼稚園

私立小規模保育園

- O ニチイキッズ松本寿保育園
- P ニチイキッズ松本村井保育園
- Q 高宮小規模保育園おひさま

市立保育園

- 1 里山辺保育園
- 2 小宮保育園
- 3 寿東保育園
- 4 堀米保育園
- 5 神田保育園
- 6 島内保育園
- 7 あがた保育園
- 8 井川城保育園
- 9 桐保育園
- 10 のぼら保育園
- 11 南郷保育園
- 12 白板保育園
- 13 さくら保育園
- 14 南松本保育園
- 15 宮田保育園
- 16 笹部保育園
- 17 渚保育園
- 18 神林保育園
- 19 村井保育園
- 20 柏木保育園
- 21 岡田保育園
- 22 平田保育園

- 23 野溝保育園
- 24 内田保育園
- 25 新村保育園
- 26 島立中央保育園
- 27 入山辺保育園
- 28 中山保育園
- 29 寿保育園
- 30 和田保育園
- 31 今井保育園
- 32 並柳保育園
- 33 錦部保育園
- 34 双葉保育園
- 35 安曇保育園
- 36 乗鞍保育園
- 37 奈川保育園
- 38 梓川西保育園
- 39 梓川東保育園
- 40 みつば保育園
- 41 洩東保育園
- 42 波田中央保育園
- 43 波田ひがし保育園

私立保育園

- 44 ドン・ボスコ保育園
- 45 和敬保育園
- 46 松本保育園
- 47 松本やまびこ保育園
- 48 山の子保育園

認定こども園

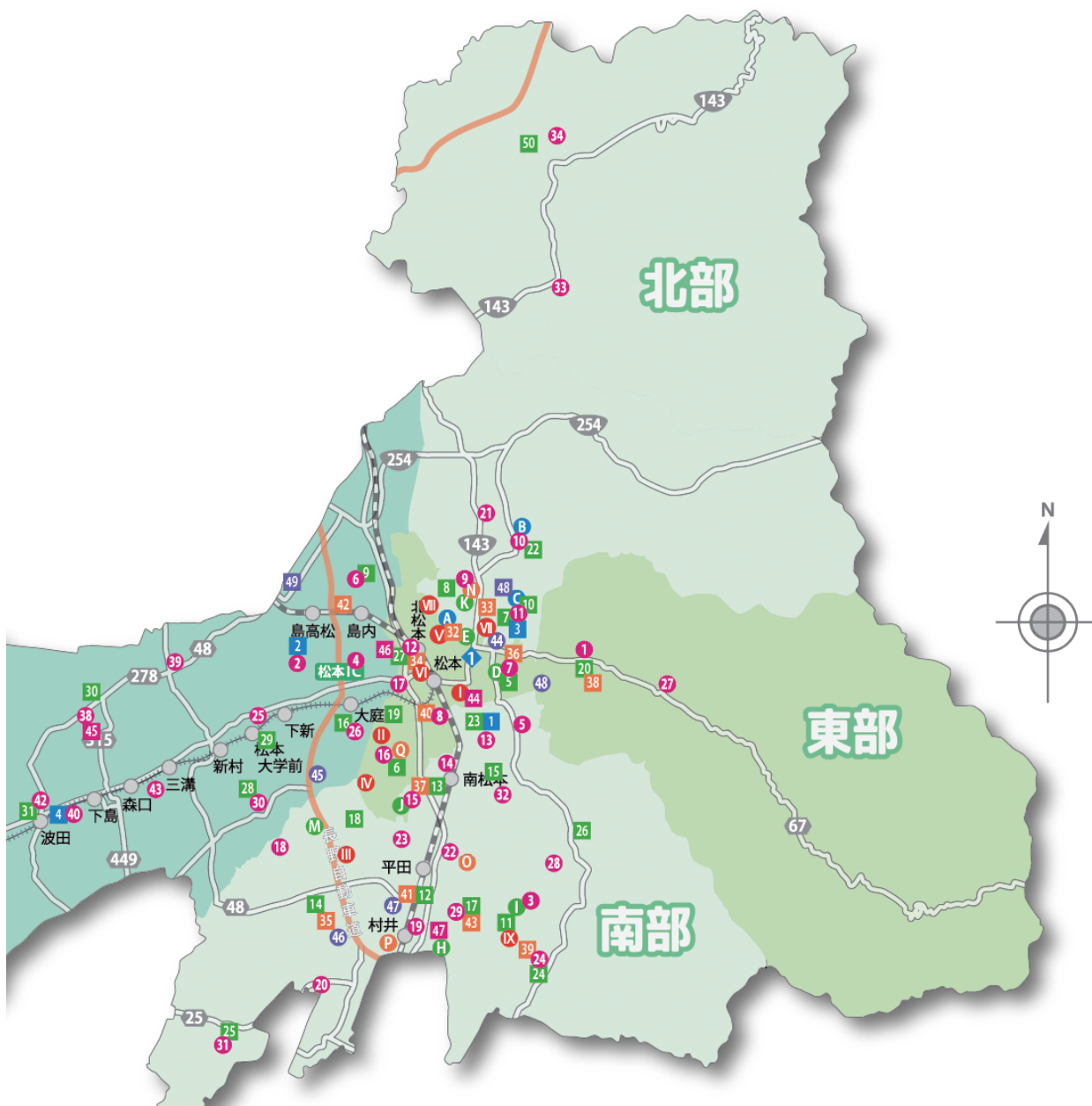
- I 認定こども園 深志
- II ささべ認定こども園
- III 認定こども園 ふたご
- IV やよい認定こども園
- V 認定こども園 聖十字幼稚園
- VI 認定なぎさこども園
- VII 認定こども園松本光明幼稚園
- VIII 認定こども園松本中央幼稚園
- IX 認定こども園松本短大幼稚園

一時預かり

は一時預かり事業実施施設

ファミリー・サポート・センター

松本市ファミリー・サポート・センター (松本市こども育成課内)



こどもプラザ

- 1 松本市こどもプラザ
- 2 松本市小宮こどもプラザ
- 3 松本市南郷こどもプラザ
- 4 松本市波田こどもプラザ

児童館・児童センター

- 5 あがた児童センター
- 6 高宮児童センター
- 7 元町児童館
- 8 沢村児童センター
- 9 島内児童センター
- 10 南郷児童館
- 11 寿台児童館
- 12 芳川児童センター
(なんぶすくすく)
- 13 南部児童センター

14 菅野児童センター

- 15 並柳児童センター
- 16 島立児童センター
- 17 寿児童センター
- 18 二子児童センター
- 19 鎌田児童センター
- 20 山辺児童センター
- 21 岡田児童センター
- 22 浅間児童センター
- 23 筑摩児童センター
- 24 内田児童館
- 25 今井児童センター
- 26 中山児童センター
- 27 田川児童センター
- 28 和田児童センター
- 29 新村児童センター

30 梓川児童センター

- 31 波田児童センター
- 児童育成クラブ**
- 32 開智児童育成クラブ
- 33 旭児童育成クラブ
- 34 田川児童育成クラブ
- 35 菅野児童育成クラブ
- 36 清水児童育成クラブ
- 37 開明児童育成クラブ
- 38 山辺児童育成クラブ
- 39 明善児童育成クラブ
- 40 鎌田児童育成クラブ
- 41 芳川児童育成クラブ
- 42 島内児童育成クラブ
- 43 寿児童育成クラブ

病児保育

- 44 相澤病院病児保育室
- 45 梓川診療所病児保育室
- 46 丸の内病院病児保育施設
- 47 まつもと医療センター病児保育室

病後児保育

- 1 松本市こどもプラザ
- 3 松本市南郷こどもプラザ
- 子育て支援ショートステイ**
- 48 松本赤十字乳児院
- 49 松本児童園

つどいの広場

- 50 四賀支所
- はつどいの広場のある施設

※ 令和2年度版

2 基本目標1

質の高い幼児期の学校教育・保育の提供

～子どものための教育・保育給付対象事業の推進～

(1) 施設型給付及び地域型保育給付に係る事業の推進（保育課）

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校	
	利用時間	昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動（預かり保育）などを実施
	利用できる保護者	制限なし
保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設	
	利用時間	夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施
	利用できる保護者	共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者
認定こども園	教育と保育を一体的に行う施設 幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設（平成18年に導入） 新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をしやすくし、更に普及を図っていきます	
地域型保育	施設（原則20人以上）より少人数の単位で、0～2歳の子どもを預かる事業 小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4つの類型があります	

<松本市の事業展開>

令和2年度には

- ・幼稚園11園（市立3園・私立7園・国立1園）
- ・保育園48園（市立43園（うち休園1園）・私立5園）
- ・認定こども園9園（私立9園）
- ・地域型保育（私立3園）が教育・保育サービスを提供します。

近年、3歳未満児の保育需要が増大しており、対応が急務となっています。

イ 量の見込みと確保方策

(ア) 1号認定

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		3-5歳				
量の見込み		1,952	1,891	1,831	1,770	1,709
確保方策	特定教育保育施設	1,516	1,516	1,516	1,516	1,516
	確認を受けない幼稚園	860	860	860	860	860
過不足		424	485	545	606	667

(イ) 2・3号認定

単位：人

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	3号		2号	3号		2号	3号		2号	3号		2号	3号		2号	
	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	
量の見込み	164	1,637	3,894	159	1,689	3,831	153	1,738	3,771	150	1,782	3,709	145	1,824	3,646	
確保方策	教育・保育施設	129	1,396	3,900	112	1,473	3,850	106	1,514	3,800	103	1,545	3,750	98	1,583	3,700
	地域型保育事業	18	38	0	30	64	0	30	64	0	30	64	0	30	64	0
	認可外保育施設	17	152	47	17	152	47	22	166	47	27	180	47	32	194	47
	合計	164	1,586	3,947	159	1,689	3,897	158	1,744	3,847	160	1,789	3,797	160	1,841	3,747
過不足	0	-51	53	0	0	66	5	6	76	10	7	88	15	17	101	

確保方策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ■私立幼稚園の認定こども園への移行(3園) ■地域型保育事業所の新設(3園) ■認可外保育施設(企業主導型保育所)の新設(1園) ■保育士の配置増(9人) 	<ul style="list-style-type: none"> ■公立保育園(島内、波田中央)の施設整備による3歳未満児の受入枠増 ■地域型保育事業所の新設(2園) ■保育士の配置増(9人) 	<ul style="list-style-type: none"> ■認可外保育施設(企業主導型保育所)の新設(1園) ■保育士の配置増(3人) 	<ul style="list-style-type: none"> ■認可外保育施設(企業主導型保育所)の新設(1園) ■保育士の配置増(3人) 	<ul style="list-style-type: none"> ■認可外保育施設(企業主導型保育所)の新設(1園) ■保育士の配置増(3人)
----------	--	---	---	---	---

1号認定(教育標準時間認定)は、満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する子どもが対象です。確保方策の値は、量の見込みを上回っているため、既存施設において教育サービスを提供していきます。

2号認定(保育認定)は、満3歳以上の子どもで、保護者が「保育を必要とする事由」に該当するために保育園等での保育を希望する子どもが対象です。量の見込みに対する確保方策の値は充足しているため、既存施設において保育サービスを提供するとともに、3歳未満児の保育需要の増大に対応していくため、3歳以上児の事業規模は合理化を進め、保育士を可能な限り3歳未満児クラスに配置していく方針を取っていきます。

3号認定(保育認定)は、満3歳未満の子どもで、保護者が「保育を必要とする事由」に該当するために保育園等での保育を希望する子どもが対象です。本市では待機児童が発生しているため、小規模保育等の地域型保育事業や認可外保育施設の開設、幼稚園の認定こども園化、保育士の確保を総合的に進めることで、段階的な定員の拡大に取り組みます。また、1歳児クラスの弾力的な運用を行い、預かり人数を最大化します。

<保育利用の希望率>

なお、満3歳未満児の保育利用の希望率は、各年度の推計人口に占める量の見込みの割合を算出し、以下のように想定します。

単位：%

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育利用の希望率	31.5	32.9	34.3	35.8	37.2

(2) 認定こども園の普及、各施設・事業や小学校との連携等に係る事項（保育課）

ア 認定こども園の普及に係る考え方

本市では、満3歳未満の子どもの保育について待機児童が発生しています。また、市の西部地域に幼児教育施設がなく地域的な偏りがあります。このような課題を踏まえると、本市において認定こども園には、「増大する3歳未満児の保育需要への対応」、「教育施設の地域的偏在の解消」について役割を果たすことが期待されます。

特に、3歳未満児の保育需要への対応は喫緊の課題であることから、幼稚園の認定こども園への移行を促進します。また、教育施設の地域的偏在の解消については、地域のニーズを踏まえながら検討を進めていきます。

イ 質の高い幼児期の教育・保育と地域の子育て支援

子どもの成長には、身体的発達、情緒的発達、知的発達や社会性の発達などの様々な側面があり、互いに関係しあっています。

本市では、障害の有無に関わらず全ての子どもに対して、それぞれの段階に応じた生活や活動ができるように教育・保育の提供に努めます。また、コンシェルジュの配置による子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供、子育てに関する情報提供などの地域の子育て支援も行います。加えて、医療的ケアなど障害の程度により特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育を利用できるよう、関係部局と連携して、保護者や受入施設に対して適切な支援を行うことに努めます。

更に、担い手である幼稚園教諭、保育士及び保育教諭を確保するため、さらなる処遇改善に取り組みとともに、保育専門指導員による巡回指導や研修の充実を図り、公立園のみならず私立園にも参加を働きかけ、市全体の幼児教育・保育、子育て支援の質の向上に取り組みます。

ウ 幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携）

本市では、昭和39年に「松本市幼年教育研究会」を設置し、幼児期の教育・保育と小学校教育とを円滑に接続するため、幼保小の園長・校長による情報交換や、子どもや教職員の交流や就学に関わる研究・連携等に取り組んできました。

今後も、これまでの取り組みを軸に、一人ひとりの子どもの成長に寄り添った支援を展開します。

エ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化においては、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討・改善を行います。

3 基本目標2

地域のニーズに応じた子育て支援の質・量の充実

～地域子ども・子育て支援事業～

(1) 利用者支援事業（健康づくり課、こども育成課、保育課）

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

子ども及びその保護者等、又は妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で専任の職員が、情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

<松本市の事業展開>

本市では4カ所のこどもプラザに子育てコンシェルジュ・保育課内に保育コンシェルジュを配置して、利用者支援事業（基本型）を実施しています。また、健康づくり課内に母子保健コーディネーター（母子保健型）を配置し、子育てコンシェルジュ・保育コンシェルジュ・地区担当保健師と連携することで、「子育て世代包括支援センター」（子ども子育て安心ルーム）機能を提供しています。

実施施設 6カ所

事業種別	施設名	所在地
こどもプラザ	こどもプラザ（筑摩）	筑摩1-13-22
	小宮こどもプラザ	島内155-2
	南郷こどもプラザ	横田3-23-1
	波田こどもプラザ	波田6861
松本市役所	健康づくり課	丸の内3-7
	保育課	

令和2年度版

イ 量の見込みと確保方策

(ア) 母子保健型

単位：母子保健コーディネーターの人数（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

(イ) 基本型

単位：コンシェルジュの人数（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5	5	5	5	5
確保方策	5	5	5	5	5

上記体制による、利用者支援事業を継続的に実施します。

(2) 地域子育て支援拠点事業（こども育成課）

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

<松本市の事業展開>

・こどもプラザ

市内に居住する就学前の幼児と保護者を対象として、育児及びサークル関連情報の収集や提供、各種行事や講座、講習会を開催しています。

・つどいの広場

保育園及び認定こども園、幼稚園に入っていない未就園の乳幼児とその保護者を対象として、情報交換や交流が図れる場所です。子育て支援員による相談や親子体操、人形劇などの行事を開催しているほか、保健師による健康相談等も実施しています。

実施施設 25カ所

事業種別	施設名	所在地	対象児童
こどもプラザ	こどもプラザ（筑摩）	筑摩1-13-22	就学前児童
	小宮こどもプラザ	島内155-2	
	南郷こどもプラザ	横田3-23-1	
	波田こどもプラザ	波田6861	
つどいの広場	あがた児童センター	県1-3-20	未就園の乳幼児
	沢村児童センター	沢村2-6-14-3	
	寿台児童館	寿台6-2-10	
	芳川児童センター	村井町北1-9-38	
	南部児童センター	双葉4-16	
	菅野児童センター	神林2663-3	
	島立児童センター	島立3298-2	
	寿児童センター	寿豊丘1032-3	
	二子児童センター	笹賀6071	
	鎌田児童センター	両島5-50	
	山辺児童センター	里山辺7241-2	
	岡田児童センター	岡田松岡513	
	浅間児童センター	浅間温泉2-9-2	
	今井児童センター	今井1595	
	中山児童センター	中山3532-1	
	高宮児童センター	高宮南7-40	
	田川児童センター	渚1-6-9	
	新村児童センター	新村1985-2	
	梓川児童センター	梓川梓736-1	
	四賀支所	会田1001-1	
和田児童センター	和田2240-28		

令和2年度版

イ 量の見込みと確保方策

単位：人回/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	65,010	65,895	64,508	59,099	57,467
確保方策	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000

地域子育て支援拠点事業に対する量の見込みは、既存施設で対応できる規模となっています。待機児童の居場所を確保するため、ゆとりを持った事業量とします。

(3) 妊婦健康診査（健康づくり課）

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

<松本市の事業展開>

妊娠初期の段階で、医療機関を妊婦が受診する際に共通診療ノートを交付します。また、妊婦健診を受けられる受診票（公費助成）を14回分交付します。県内で妊婦健診を受診できない場合は、県外で受診した妊婦健診の費用の一部を補助します。

イ 量の見込みと確保方策

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,890	1,859	1,753	1,701	1,768
確保方策	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000

産婦人科医療機関、助産院で行います。



(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こども福祉課）

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

<松本市の事業展開>

各地区の民生・児童委員及び主任児童委員がプレゼントを持って訪問します。子育て支援に関する情報提供や、お母さんやお子さんに関する色々な悩みを聞き、必要な場合は適切なサービスに結び付けることにより乳児家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全育成を支援します。

実施事業

事業名	訪問者	対象者
こんにちは赤ちゃん	民生・児童委員及び主任児童委員	生後4カ月までの乳児がいる家庭

イ 量の見込みと確保方策

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,933	1,846	1,871	1,635	1,766
確保方策	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100

各地区の民生・児童委員及び主任児童委員と連携して、継続して実施します。

(5) 養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業（こども福祉課）

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

<松本市の事業展開>

子どもを家庭で養育することが適当でない場合に、できる限り「良好な家庭的環境」において養育されるよう、必要な措置等による保護が想定される乳幼児を対象に、松本赤十字乳児院の専門職員らによる、養育に関する相談、支援を実施する新たな訪問支援事業を開始しています。これによって、家庭環境の向上を目指すとともに、環境が悪化するような事態が発生した際には、速やかな緊急避難等を図れるようにします。

イ 量の見込みと確保方策

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	144	144	144	144	144
確保方策	144	144	144	144	144

専門家と連携し、養育支援訪問事業を継続的に実施します。

その他、要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業は、要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図る事業です。

調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関（児童相談所や女性相談センター、警察、保健センター、医療機関等）の連携強化を推進します。

(6) 子育て短期支援事業（こども福祉課）

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

<松本市の事業展開>

・ショートステイ

保護者の病気や出産、冠婚葬祭、看護等で子どもの世話ができない場合に、児童養護施設等で一時的に宿泊により預かります。

【対象児童】 市内に居住する18歳未満の児童

実施施設 2カ所

施設名	所在地	利用可能日数
松本児童園	島内1666-880	7泊以内
松本赤十字乳児院	元町3-8-10	

令和2年度版

イ 量の見込みと確保方策

単位：人日/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	542	531	525	507	507
確保方策	550	550	550	550	550

子育て短期支援事業に対する量の見込みは、既存施設で対応できる規模となっています。1家庭が複数回利用することも多い事業であるため、事業量の増減が大きくなっています。利用が確保方策を上回りそうな状況になった場合は、事前に実施施設と協議し、必要な家庭にサービスが提供できるように努めます。

(7) ファミリー・サポート・センター事業（こども育成課）

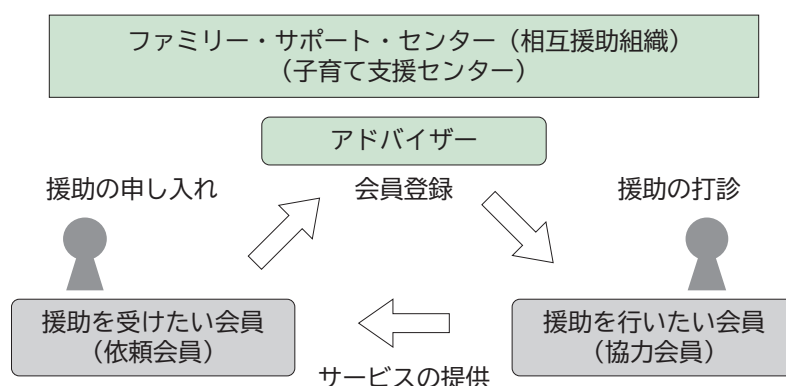
本事業は、対象者で区分すると、未就学児、就学児、病児・病後児の3つに区分されます。

ここでは、未就学児、就学児に対する事業を記載します。病児・病後児に対するものは(10)病児・病後児保育事業にまとめています。

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。



<松本市の事業展開>

0～15歳の子どもを持つ保護者を対象に、子育ての支援を受けることを希望する者と子育ての援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡調整を実施します。また、援助を行うことを希望する者を対象とした「サポーター養成講座」を実施します。

イ 量の見込みと確保方策

単位：人日/年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合計	量の見込み	5,324	5,568	5,813	6,057	6,301
	確保方策	6,000	6,250	6,500	6,750	7,000
未就学	量の見込み	4,165	4,385	4,605	4,825	5,046
	確保方策	4,500	4,750	5,000	5,250	5,500
小学生	量の見込み	1,159	1,183	1,207	1,231	1,256
	確保方策	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

ファミリー・サポート・センター事業の量の見込みは、現行の受入体制で対応できる規模となっています。継続的に、ファミリー・サポート・センター事業の会員の維持・増員を図り、相互援助活動を促進します。

(8) 一時預かり事業（保育課）

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

保育園を定期的に利用しない家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

<松本市の事業展開>

幼稚園（認定こども園の幼稚園部分を含む。）の預かり保育は、在園児を対象に幼稚園11園、認定こども園8園で実施します。

保育園（認定こども園の保育園部分を含む。）の一時預かりは、未就園児を対象に指定園の保育園11園、認定こども園2園で実施します。なお、指定園以外でも定員等に余裕のある場合には実施します。

実施施設 幼稚園の預かり保育 19カ所

園名（公立）	所在地	対象児童
松本幼稚園	蟻ヶ崎2-4-50	在園する3～5歳の児童 (一部満3歳児にも対応)
本郷幼稚園	浅間温泉2-12-15	
本郷南幼稚園	横田4-25-2	
信州大学教育学部附属幼稚園	桐1-3-1	
園名（私立）	所在地	対象児童
鈴蘭幼稚園	県1-4-23	在園する3～5歳の児童 (一部満3歳児にも対応)
聖テレジア幼稚園	丸の内9-32	
白百合幼稚園	村井町南4-6-4	
松本青い鳥幼稚園	寿豊丘606-1	
松本南幼稚園	野溝木工2-6-31	
松本いずみ幼稚園	桐1-4-7	
松本神映幼稚園	神林3682	
認定こども園深志	深志2-4-27	幼稚園部分に在園する 3～5歳の児童 (一部満3歳児にも対応)
ささべ認定こども園	笹部3-13-25	
認定こども園ふたご	笹賀4992-1	
やよい認定こども園	南原2-11-5	
認定こども園聖十字幼稚園	開智1-6-25	
認定こども園松本光明幼稚園	女鳥羽1-9-16	
認定こども園松本中央幼稚園	蟻ヶ崎4-4-10	
認定こども園松本短大幼稚園	寿台7-4-1	

令和2年度版

実施施設 保育園の一時預かり（指定園） 13カ所

園名（公立）	所在地	対象児童
小宮保育園	島内155-2	5カ月経過児～就学前児童 (幼稚園・特別支援学校へ通っている児童を除く。)
寿東保育園	寿白瀬2092	
あがた保育園	県1-9-3	
桐保育園	桐2-4-38	
南郷保育園	横田3-23-1	
さくら保育園	出川1-5-10	
南松本保育園	南松本1-13-2	
洸東保育園	波田4179	
波田中央保育園	波田10098-1	
園名（私立）	所在地	対象児童
ドン・ボスコ保育園	元町1-2-20	5カ月経過児～就学前児童 (幼稚園・特別支援学校へ通っている児童を除く。)
和敬保育園	島立4883	
山の子保育園	里山辺3728-3	
ささべ認定こども園	笹部3-13-25	
認定こども園聖十字幼稚園	開智1-6-25	

※洸東保育園は令和2年度末まで、波田中央保育園は令和3年度から
 ※上記以外の保育園等でも定員に余裕がある場合には実施している
 令和2年度版

イ 量の見込みと確保方策

(ア) 幼稚園における預かり保育

単位：人日/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	53,521	53,521	53,521	53,521	53,521
確保方策	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000

(イ) 保育園における一時預かり

単位：人日/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	11,153	10,492	9,831	9,170	8,509
確保方策	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000

一時預かり事業の量の見込みは、既存施設で対応できる規模となっています。私立園の希望を尊重しながら、幼稚園、保育園、認定こども園で継続的に事業を実施するとともに、幼稚園教諭や保育士の確保に取り組みます。

(9) 延長保育事業（保育課）

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

保育認定を受けた子どもに対して、保育園や認定こども園等で通常の利用日並びに利用時間以外の日及び時間において保育を実施する事業です。

<松本市の事業展開>

公私立保育園、認定こども園及び小規模保育園の59園で、認定を受けた保育時間（保育標準時間認定は11時間、保育短時間認定は8時間）を超えた保育に対応しています。

実施施設 59カ所

保育園（市立）	所在地	保育園（市立）	所在地	保育園（私立）	所在地
里山辺保育園	里山辺2961-1	平田保育園	平田東3-10-1	ドン・ボスコ保育園	元町1-2-20
小宮保育園	島内155-2	野溝保育園	野溝東2-1-27	和敬保育園	島立4883
寿東保育園	寿白瀬2092	内田保育園	内田755-1	松本保育園	笹賀3121
堀米保育園	島立1011	新村保育園	新村2263-7	松本やまびこ保育園	小屋南1-8-10
神田保育園	神田1-3-1	島立中央保育園	島立3300	山の子保育園	里山辺3728-3
島内保育園	島内4932-1	入山辺保育園	入山辺8704-3	認定こども園（私立）	所在地
あがた保育園	県1-9-3	中山保育園	中山4978	認定こども園 深志	深志2-4-27
井川城保育園	井川城1-7-32	寿保育園	寿中2-3-1	ささべ認定こども園	笹部3-13-25
桐保育園	桐2-4-38	和田保育園	和田2240-30	認定こども園 ふたご	笹賀4992-1
のぼら保育園	浅間温泉2-9-2	今井保育園	今井1246-1	やよい認定こども園	南原2-11-5
南郷保育園	横田3-23-1	並柳保育園	並柳4-5-2	認定こども園 聖十字幼稚園	開智1-6-25
白板保育園	白板2-3-4	錦部保育園	七嵐85-2	認定なぎさこども園	渚1-1-9
さくら保育園	出川1-5-10	双葉保育園	会田696	認定こども園松本光明幼稚園	女鳥羽1-9-16
南松本保育園	南松本1-13-2	安曇保育園	安曇2741	認定こども園松本中央幼稚園	蟻ヶ崎4-4-10
宮田保育園	宮田17-18	乗鞍保育園	安曇4017-7	認定こども園松本短大幼稚園	寿台7-4-1
笹部保育園	笹部2-3-3	梓川西保育園	梓川梓2348-7	小規模保育園（私立）	所在地
渚保育園	渚3-1-18	梓川東保育園	梓川倭566-1	ニチキッズ松本寿保育園	寿北6-35-32
神林保育園	神林1498	みつば保育園	波田6861	ニチキッズ松本村井保育園	村井町西1-7-51
村井保育園	村井町南1-34-4	渕東保育園	波田4179	高宮小規模保育園 おひさま	高宮中7-15
柏木保育園	空港東8960-3	波田中央保育園	波田10098-1		
岡田保育園	岡田町504-1	波田ひがし保育園	波田8128-1		

令和2年度版

イ 量の見込みと確保方策

単位：人/月

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	793	774	756	737	718
確保方策	850	850	850	850	850

保育園・認定こども園及び小規模保育園の在園者に対する事業提供となるため、量の見込みは対応できる規模となっています。

(10) 病児・病後児保育事業（こども育成課）

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

病児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

<松本市の事業展開>

・病児保育

生後5カ月から小学校3年生までの児童で、当面病状の急変は認められないが、病気の回復期に至らない幼児・児童を一時的に預かり、看護師と保育士が病児保育を行っています。

実施施設

施設名	所在地	対象児童
相澤病院病児保育室「ひだまり」	本庄2-5-1	生後5カ月～小学3年生
梓川診療所病児保育室「ハイジ」	梓川梓2344-1	
丸の内病院病児保育施設「わかば」	渚1-1-16	
まつもと医療センター病児保育室「ひまわりハウス」	村井町南2-20-30	

令和2年度版

・病後児保育

松本市こどもプラザ、松本市南郷こどもプラザでは、市内在住又は市内に勤務する保護者の児童（利用日現在満1歳以上の未就学児童）に対して、看護師と保育士が病後児保育を行っています。

実施施設

施設名	所在地	対象児童
松本市こどもプラザ	筑摩1-13-22	1歳～就学前の児童
南郷こどもプラザ	横田3-23-1	

令和2年度版

イ 量の見込みと確保方策

単位：人/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3,359	3,742	4,124	4,507	4,889
確保方策	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000

病児・病後児保育事業に対する量の見込みは、既存施設で対応できる規模となっています。

(11) 放課後児童健全育成事業（こども育成課）

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

<松本市の事業展開>

・放課後児童健全育成事業

両親が共働き等の事情で、放課後留守家庭になる子どものための対策として、登録制でお子さんをお預かりする「放課後児童健全育成事業」を実施しています。

【休業日】 日曜日、祝日、12月29日～1月3日

【対象児童】 市内の小学校に就学している6年生までの児童
(内田児童館は4年生まで)

実施施設（放課後児童クラブ） 29カ所

施設名	所在地	施設名	所在地
あがた児童センター	県1-3-20	筑摩児童センター	筑摩1-13-22
沢村児童センター	沢村2-6-14-3	今井児童センター	今井1595
島内児童センター	島内4884-5	中山児童センター	中山3532-1
南郷児童館	横田4-25-1	田川児童センター	渚1-6-9
寿台児童館	寿台6-2-10	和田児童センター	和田2240-28
内田児童館	内田755-1	新村児童センター	新村1985-2
芳川児童センター	村井町北1-9-38	高宮児童センター	高宮南7-40
南部児童センター	双葉4-16	梓川児童センター	梓川梓736-1
菅野児童センター	神林2663-3	波田児童センター	波田10098-3
並柳児童センター	並柳4-9-2	四賀放課後児童クラブ	会田1001-1（四賀支所内）
島立児童センター	島立3298-2	寿放課後児童クラブ	寿豊丘1019-7
二子児童センター	笹賀6071	山辺放課後児童クラブ	入山辺34（山辺小学校内）
鎌田児童センター	両島5-50	波田放課後児童クラブ	波田4987
岡田児童センター	岡田松岡513	旭町放課後児童クラブ	旭2-4-4（旭町小学校内）
浅間児童センター	浅間温泉2-9-2		

実施施設（児童育成クラブ） 12カ所

クラブ名	所在地	クラブ名	所在地
旭児童育成クラブ	旭2-4-4 (旭町小学校敷地内)	清水児童育成クラブ	清水2-2-13
開智児童育成クラブ	開智2-4-51 (開智小学校敷地内)	菅野児童育成クラブ	笹賀3460-1 (菅野小学校敷地内)
開明児童育成クラブ	宮田11-41 (開明小学校敷地内)	田川児童育成クラブ	渚1-5-34
鎌田児童育成クラブ	鎌田1-8-1 (鎌田小学校敷地内)	明善児童育成クラブ	寿豊丘813-7 (明善小学校敷地内)
寿児童育成クラブ	寿豊丘1004 (寿小学校敷地内)	山辺児童育成クラブ	入山辺49-2
島内児童育成クラブ	島内5307-45	芳川児童育成クラブ	芳川小屋北2-5-1 (芳川小学校敷地内)

イ 量の見込みと確保方策

単位：人/月

	小学校区	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		量の 見込	確保 方策	量の 見込	確保 方策	量の 見込	確保 方策	量の 見込	確保 方策	量の 見込	確保 方策
全体	-	3,638	4,700	3,764	4,700	3,896	4,700	4,033	4,700	4,175	4,700
あがた児童センター	源池・清水	171	210	177	210	183	210	190	210	196	210
高宮児童センター	開明	89	110	92	110	95	110	99	110	102	110
沢村児童センター	開智	94	120	97	120	101	120	104	120	108	120
島内児童センター	島内	238	280	246	280	255	280	264	280	273	280
南郷児童館	旭町	6	20	6	20	7	20	7	20	7	20
寿台児童館	明善	24	40	25	40	26	40	27	40	28	40
芳川児童センター	芳川	182	220	189	220	195	220	202	220	209	220
南部児童センター	開明	54	70	56	70	57	70	59	70	62	70
菅野児童センター	菅野	125	160	129	160	133	160	138	160	143	160
並柳児童センター	並柳	77	110	80	110	83	110	85	110	88	110
島立児童センター	島立	91	120	94	120	98	120	101	120	105	120
二子児童センター	二子	71	100	73	100	76	100	79	100	81	100
鎌田児童センター	鎌田	208	250	215	250	222	250	230	250	238	250
岡田児童センター	岡田	111	140	116	140	121	140	124	140	128	140
浅間児童センター	本郷	89	110	92	110	95	110	99	110	102	110
筑摩児童センター	筑摩	88	110	91	110	94	110	98	110	101	110
内田児童館	明善	72	90	74	90	77	90	80	90	82	90
今井児童センター	今井	43	60	44	60	46	60	47	60	49	60
中山児童センター	中山	23	50	24	50	25	50	26	50	27	50
田川児童センター	田川	75	100	78	100	80	100	83	100	86	100
和田児童センター	芝沢	115	150	119	150	124	150	128	150	132	150
新村児童センター	芝沢	53	90	54	90	56	90	58	90	60	90
梓川児童センター	梓川	324	390	335	390	347	390	359	390	372	390
波田児童センター	波田	210	260	217	260	224	260	230	260	240	260
四賀放課後児童クラブ	四賀	47	70	48	70	50	70	52	70	53	70
寿放課後児童クラブ	寿	161	200	167	200	172	200	178	200	185	200
山辺放課後児童クラブ	山辺	168	210	174	210	180	210	186	210	193	210
旭町放課後児童クラブ	旭町	157	190	162	190	168	190	174	190	180	190
波田放課後児童クラブ	波田	86	120	89	120	92	120	95	120	99	120
(公営クラブ小計)	-	3,252	4,150	3,363	4,150	3,482	4,150	3,602	4,150	3,729	4,150
開智児童育成クラブ	開智	29	40	30	40	31	40	33	40	34	40
旭児童育成クラブ	旭町	54	65	56	65	57	65	59	65	62	65
田川児童育成クラブ	田川	23	30	24	30	25	30	26	30	27	30
菅野児童育成クラブ	菅野	38	50	40	50	41	50	43	50	44	50
清水児童育成クラブ	清水	42	50	43	50	44	50	46	50	48	50
開明児童育成クラブ	開明	16	40	17	40	17	40	18	40	19	40
山辺児童育成クラブ	山辺	26	40	27	40	28	40	29	40	30	40
明善児童育成クラブ	明善	25	30	26	30	27	30	28	30	29	30
鎌田児童育成クラブ	鎌田	52	65	55	65	57	65	59	65	60	65
芳川児童育成クラブ	芳川	30	40	31	40	33	40	34	40	35	40
島内児童育成クラブ	島内	20	60	20	60	20	60	21	60	22	60
寿児童育成クラブ	寿	31	40	32	40	34	40	35	40	36	40
(民営クラブ小計)	-	386	550	401	550	414	550	431	550	446	550

本市の放課後児童健全育成事業の量の見込みは、現行の受入れ体制で対応できる規模であるため、これまでと同様に事業を実施します。

また、施設整備については、施設の老朽度等に応じて計画的に整備を進めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（保育課）

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育給付認定保護者に対する教材費・行事費等（給食費以外）及び施設等利用給付認定保護者に対する給食費（副食材料費）に要する実費徴収費用の一部を助成する事業です。

<松本市の事業展開>

国の事業内容と同様に、対象世帯へ対象経費の補助を行っていきます。

・教材費・行事費等（給食費以外）

新制度移行園に在籍する生活保護世帯等を対象に、月額2,500円を上限に助成

・給食費（副食材料費）

新制度未移行園に在籍する低所得世帯及び多子世帯（所得にかかわらず小学校第3学年修了前子どものうち第3子以降の子どものいる世帯）を対象に、月額4,500円を上限に助成

イ 量の見込みと確保方策

在園児世帯に対する助成事業であるため、量の見込みは対象世帯状況により対応します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（保育課）

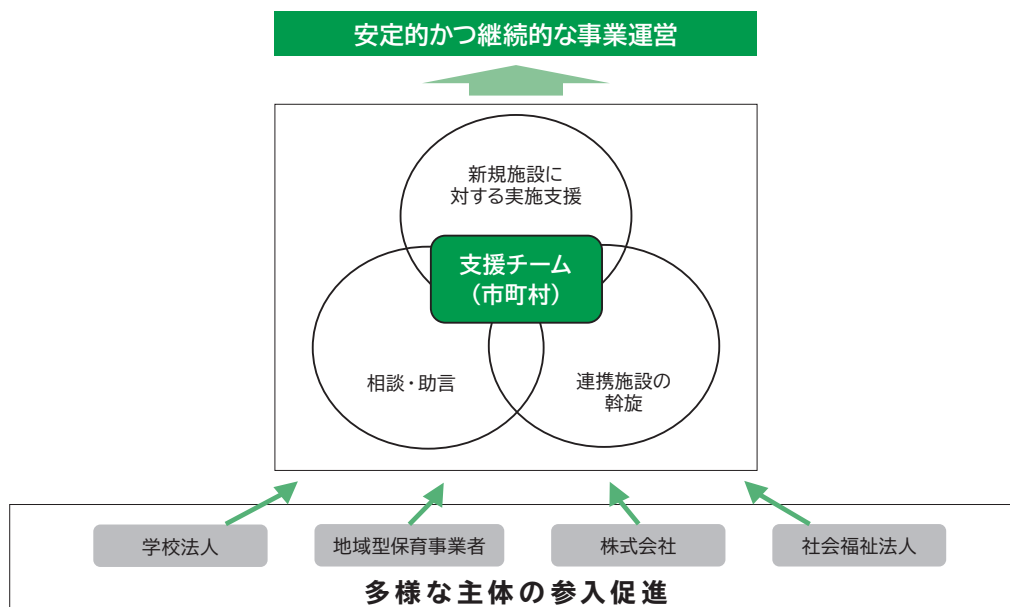
ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

<松本市の事業展開>

民間事業参入希望者の状況に応じ、保育課職員が相談への対応をしています。



4 基本目標3

ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の両立）を実現する環境づくりの推進 ～関連施策の展開～

労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携（人権・男女共生課、労政課、こども育成課、保育課）

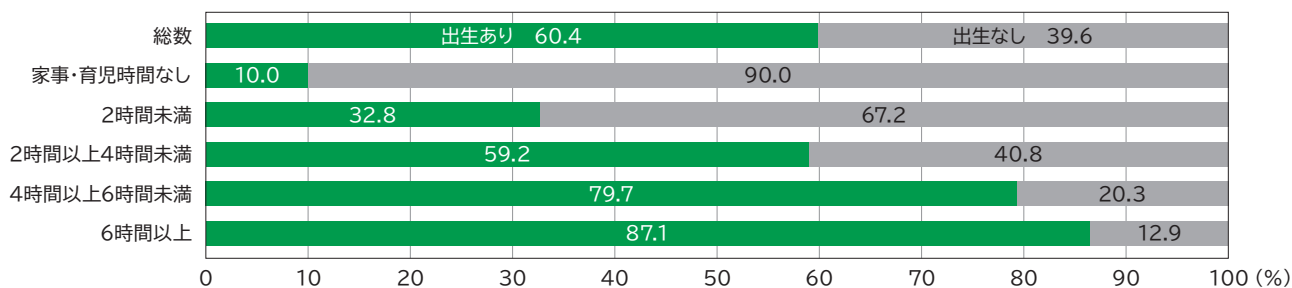
全国的に少子化・核家族化が進行する中で、男女がともに仕事と家庭の両立ができる社会が求められています。

本市では、母親の就業率が上がり、共働き世帯・母親のフルタイム就業が増えています。このような状況で、仕事と家庭を両立していくためには、「(1) 子育てに向き合う家庭環境づくりの推進」、 「(2) 子育てを応援する職場環境の推進」を図り、実際に一人ひとりが行動していくことが求められます。特に、(1)については、厚生労働省の調査よって、男性の育児参加が第2子以降の出生に大きく関わっていることが明らかになっており、少子化対策としても重要な視点となっています。

本市は、(1)～(2)の課題に市民（子育て家庭や企業を始めとする社会のあらゆる分野の全ての構成員）と連携して取り組みながら、男女がともに仕事と家庭の両立ができる地域づくりを推進していきます。

〈参 考〉

夫の休日の家事・育児時間別に見た第2子以降の出生の状況



資料：厚生労働省「第14回21世紀成年者縦断調査（平成14年成年者）」（2015年）

注1. 集計対象は、①または②に該当し、かつ③に該当する同居夫婦である。ただし、妻の「出生前データ」が得られていない夫婦は除く。

①第1回調査から第14回調査まで双方から回答を得られている夫婦

②第1回調査時に独身で第13回調査までの間に結婚し、結婚後第14回調査まで双方から回答を得られている夫婦

③出生前調査時に子ども1人以上ありの夫婦

2. 家事・育児時間は、「出生あり」は出生前調査時の、「出生なし」は第13回調査時の状況である。

3. 13年間で2人以上出生ありの場合は、末子について計上している。

4. 「総数」には、家事・育児時間不詳を含む。

(1) 子育てに向き合う家庭環境づくりの推進

主 な 事 業		担当課
①	男女共同参画意識啓発事業 ■概要 家事、育児等における固定的な男女間の役割分担意識の解消、日常生活の中の慣習、しきたりを見直し、男女が地域の様々な活動に参画できるよう環境を整備するため、様々な意識啓発の取り組みを実施します。 ■実施内容 (1) 広報：随時 (2) 情報紙：年2回、ホームページに随時掲載 (3) 講座、講演会、地域講座の開催 (4) SNSによる情報発信	人権・男女共生課
②	パパノートの交付 ■概要 父親の育児参加の推進を図るため、妊娠届提出時に母子手帳と共に「パパノート」を配布します。 ■実施内容 パパノートの配布	こども育成課
③	幼稚園・保育園における親育ち支援事業 ■概要 幼稚園や保育園の園運営に主体的に保護者が関わることで、親としての社会参加を促し、親としての成長を支援します。また、初めて子育てをする保護者に、子どもとの関わり方や子どもの成長過程を伝えます。 ■実施内容 保護者参観や保護者会作業などを継続し、保護者の園運営への理解・参加を促進します。また、1日保育士体験などの取り組みを行い、子育てへの理解と親としての成長を支援します。	保育課

(2) 子育てを応援する職場環境の推進

主 な 事 業		担当課
①	雇用・労働に関する法律、制度等の周知啓発事業 ■概要 「働き方改革」「健康経営」など、就業環境の向上に関する法令、制度等の周知啓発を行い実践につなげます。講座内容の充実と、受講者の拡大に取り組みます。また、講座と合わせて「子育て応援宣言」や「くるみん認定」のメリット等の周知を行います。 ■実施内容 (1) 「企業人権啓発推進連絡協議会」加入事業所への情報提供や人権啓発講座（企業担当者20～30人）での周知 (2) 市内事業所への出前講座 (3) 年3回発行する「労政まつもと」への記事掲載や中信地区労働フォーラムや健康セミナー等での周知啓発	人権・男女共生課 労政課
②	仕事と家庭の両立促進事業 ■概要 ワーク・ライフ・バランスについて、社会的な理解を深め職業生活と家庭生活との両立が図られるような雇用環境や職場環境づくりの推進のための啓発活動を行います。 ■実施内容 市内中小企業の経営者や人事担当者、各労働組合、関係団体、一般勤労者、市民等を対象に、ワーク・ライフ・バランス推進セミナーを開催	労政課

第5章 計画の推進体制

1 推進体制

本計画の推進に当たっては、子育て世帯や関係機関など広く市民への周知に努めます。

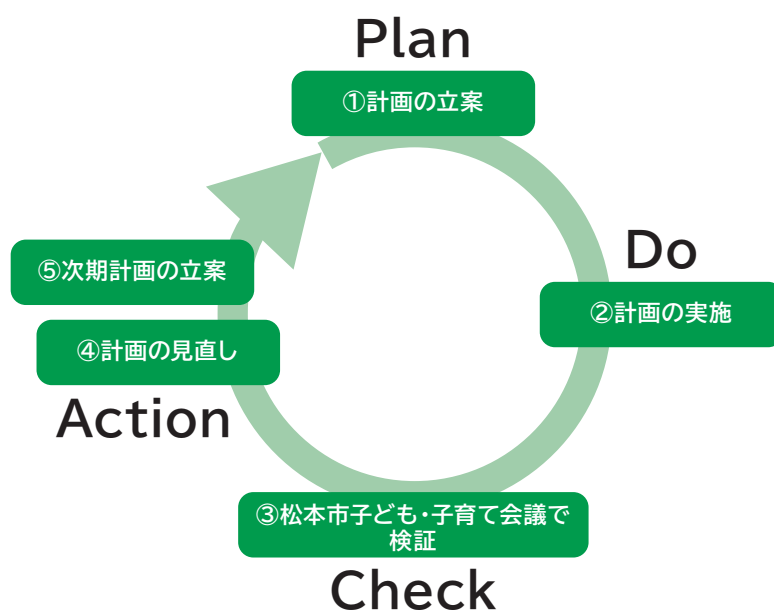
市においては、松本市子ども・子育て会議の意見を参考に、関係部課が連携して全庁的に取り組み、国や長野県との連携を密にし、社会・経済情勢の変化等に的確かつ柔軟に対応しながら、本計画を着実に推進します。

また、次代を担う子ども自身から高齢者まで、幅広い市民の積極的な参加意識の高揚を図り、家庭や地域、事業者、関係機関、社会福祉協議会、子育て支援活動を行う団体、ボランティア、NPO法人などが連携し、「自助」、「共助」、「公助」の融合を図って、子育て支援を推進します。

2 計画の点検・評価

本事業計画は、松本市子ども・子育て会議において毎年度進捗の評価を行います。なお、当初想定した見込み量や確保方策と実際の利用状況との差が生じる可能性があることから、計画の中間年に当たる令和4年度に計画の見直しを行います。

計画の見直しに際しては、全ての事業を評価した上で、質・量両面の更なる充実を検討し、社会の変化や地域の子ども・家庭のニーズに対応するよう見直します。



資料編

1 本計画の策定経過

(1) ニーズ調査の実施

平成30年12月に、未就学児童及び就学児童の家庭に対して、無作為抽出の郵送等によるアンケート調査を実施し、子育て家庭の父親・母親の就労状況や幼児期の学校教育・保育の利用状況、今後の就労や子ども・子育て支援の利用希望等を調査しました。

(2) 「松本市子ども・子育て会議」による審議

松本市子ども・子育て会議条例に基づき設置された「松本市子ども・子育て会議」において、本市の子ども・子育てに係る課題の整理をしながら、幼児期の学校教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等についての事業計画の内容等を検討しました。

(3) 市民意見の聴取等の実施

令和元年12月14日から令和2年1月13日にかけてパブリックコメントを行い、市民から本計画案に対する意見を募り、得られた意見を計画に反映しました。



2 松本市子ども・子育て会議委員名簿

【平成30年度】

No.	氏名	所属	役職等	組織区分
1	◎平林 優子	信州大学医学部	教授（保健学科）	保健医療関係者
2	○海野 暁光	私立認定こども園	園長（認定こども園深志）	子どもの教育・保育従事者
3	赤沼 留美子	松本わらべ館	代表	地域子育て支援者
4	赤堀 順子	松本市私立幼稚園連盟	会長代理（松本中央幼稚園副園長）	子どもの教育・保育従事者
5	幾嶋 肇	松本市小学校校長会	並柳小学校校長	子どもの教育・保育従事者
6	大月 悦子	松本市民生委員・児童委員協議会	主任児童委員会委員長	地域子育て支援者
7	久保田 由美	松本市ファミリー・サポート・センター	会員（サブ・リーダー）	地域子育て支援者
8	熊崎 芳和	松本地区労働者福祉協議会	事務局長	企業関係者
9	茅野 悦子	キッセイ薬品工業株式会社	人事部人事課	企業関係者
10	内藤 美智子	松本短期大学	教授（幼児保育学科）	有識者
11	中川 布沙子	松本市保育園保護者会連盟	副会長	子どもの保護者
12	福澤 崇浩	松本市私立幼稚園PTA連合会	会長	子どもの保護者
13	前原 理津子	松本市学童保育連絡協議会	事務局次長	地域子育て支援者
14	吉澤 由紀子	松本市PTA連合会	顧問	子どもの保護者
15	輪湖 規良	松本市町会連合会	副会長	地域子育て支援者

◎は委員長、○は副委員長

【令和元年度】

No.	氏名	所属	役職等	組織区分
1	◎平林 優子	信州大学医学部	教授（保健学科）	保健医療関係者
2	○海野 暁光	私立認定こども園	園長（認定こども園深志）	子どもの教育・保育従事者
3	赤沼 留美子	松本わらべ館	代表	地域子育て支援者
4	赤堀 順子	松本市私立幼稚園連盟	会長代理（松本中央幼稚園副園長）	子どもの教育・保育従事者
5	幾嶋 肇	松本市小学校校長会	並柳小学校校長	子どもの教育・保育従事者
6	市川 純基	松本市保育園保護者会連盟	会長	子どもの保護者
7	大月 悦子	松本市民生委員・児童委員協議会	主任児童委員会委員長	地域子育て支援者
8	久保田 由美	松本市ファミリー・サポート・センター	会員（サブ・リーダー）	地域子育て支援者
9	熊崎 芳和	松本地区労働者福祉協議会	事務局長	企業関係者
10	茅野 悦子	キッセイ薬品工業株式会社	人事部人事課	企業関係者
11	内藤 謙	松本市PTA連合会	会長	子どもの保護者
12	内藤 美智子	松本短期大学	教授（幼児保育学科）	有識者
13	中野 悦實	松本市町会連合会	副会長	地域子育て支援者
14	福澤 崇浩	松本市私立幼稚園PTA連合会	会長	子どもの保護者
15	望月 若葉	松本市学童保育	支援員	地域子育て支援者

◎は委員長、○は副委員長

3 子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査結果

(1) 調査の方法

本調査は、松本市在住で、0歳から小学生までの子どものいる保護者を対象としました。

その際、小学校に就学する前の児童と、小学生では利用できる事業が異なるため、別々に調査票を作成し、配布しました。調査の概要を以下に示します。

	未就学児	小学生
調査対象者	0～5歳児の子どもを持つ保護者 ※封筒のあて名の子どもについて 回答を依頼	小学生の子どもを持つ保護者 ※封筒のあて名の子どもについて 回答を依頼
対象者数	2,010名	1,970名
抽出方法	住民基本台帳をもとに抽出	
配布・回収方法	郵送調査	
実施期間	平成30年12月1日～12月20日	
調査項目	①ご回答者について ②お子さんとご家族の状況について ③平日の定期的な教育・保育事業の利用について ④地域の子ども・子育て支援事業の利用状況等について ⑤土日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用状況について ⑥病気の際の対応について（平日の教育・保育を利用する方のみ） ⑦不定期の一時預かり等の利用について ⑧小学校就学後の放課後の過ごし方について ⑨母親の就労状況について ⑩母親の育児休業について ⑪父親の就労状況について ⑫父親の育児休業について	①ご回答者について ②お子さんとご家族の状況について ③病気の際の対応について（平日の教育・保育を利用する方のみ） ④不定期の一時預かり等の利用について ⑤放課後の過ごし方について ⑥母親の就労状況について ⑦父親の就労状況について

(2) 調査票回収結果

未就学児と小学生の調査票回収状況を以下に示します。

	未就学児	小学生
配布数	2,010件	1,970件
回収数	1,173件	1,129件
回収率	58.4%	57.3%

(3) その他

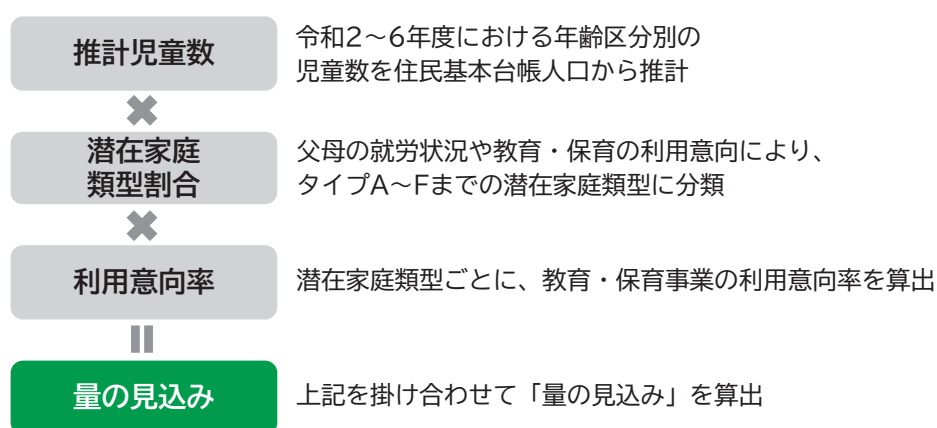
図表中の割合の合計は、小数点第2位を四捨五入した数値であるため、合計値が100パーセントにならない場合があります。

4 ニーズ調査による量の見込みの算出方法

(1) 基本となる計算式

「量の見込み」については、各事業の教育・保育提供区域ごとに、以下の計算式を基本として必要事業量の算出を行います。

なお、本資料におけるアンケートによる量の見込みは、国から示された『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』による方法を基本としていますが、計画に記載する量の見込みについては、子ども・子育て会議における議論を踏まえて、より効果的、効率的な方法により算出することを妨げるものではない、とされています。



(2) 潜在家庭類型割合

ア 家庭類型の定義

ニーズ調査で把握した父母の「現在の就労状況」と「将来の就労希望」を踏まえ、以下のとおり家庭類型の分類を行います。

なお、「量の見込み」の算出に当たっては、現在の就労状況ではなく、将来の就労希望を踏まえた「潜在家庭類型」を基本として行います。

(ア) 家庭類型

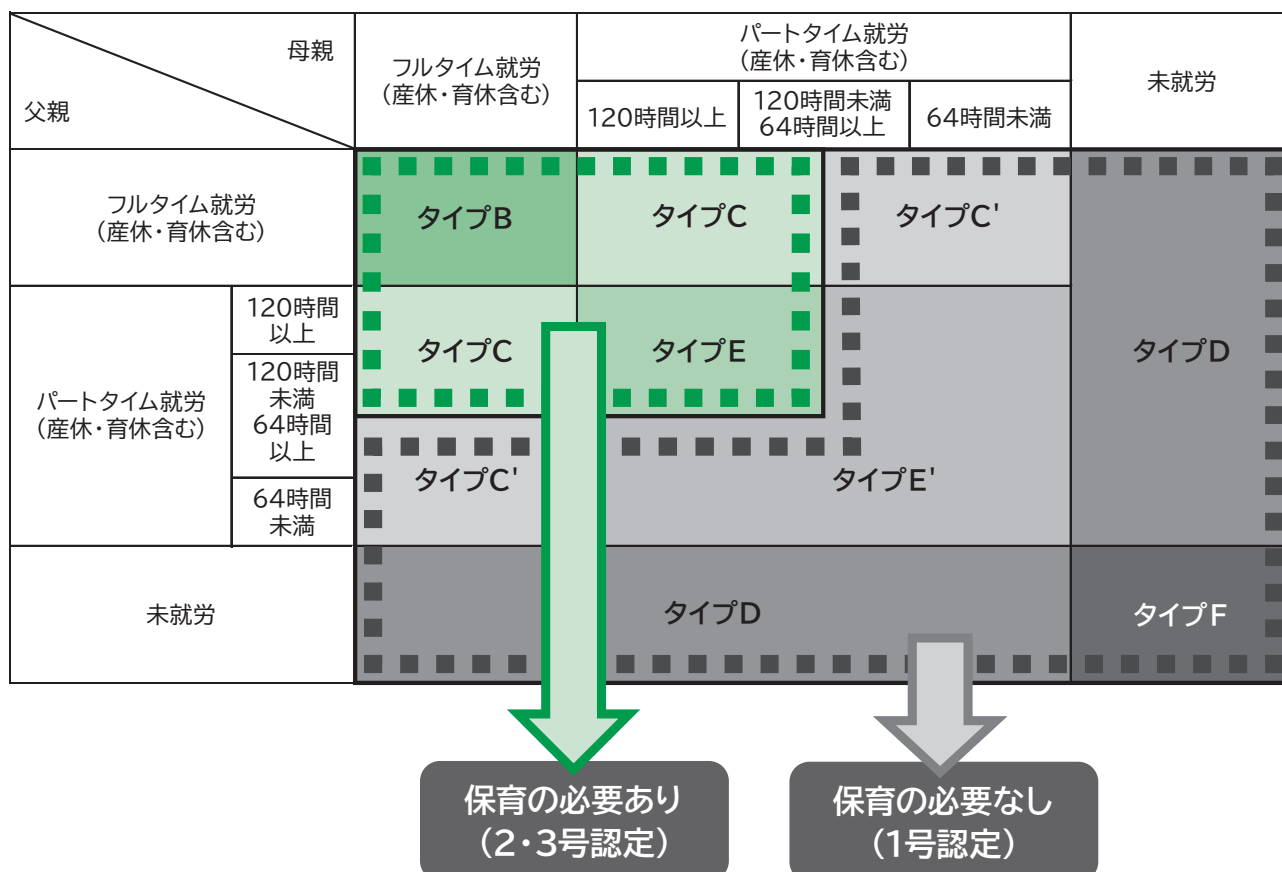
類型	定義
タイプA	ひとり親家庭 (母子又は父子家庭) ※1
タイプB	フルタイム×フルタイム (両親ともフルタイムで就労している家庭)
タイプC	フルタイム×パートタイム共働き家庭 (フルタイムとパートタイムで就労している家庭) 就労時間：月120時間以上+64時間～120時間の一部 ※2
タイプC'	フルタイム×パートタイム共働き家庭 (フルタイムとパートタイムで就労している家庭) 就労時間：月64時間未満+64時間～120時間の一部 ※2
タイプD	専業主婦(夫)家庭 (父親又は母親のどちらか一方が就労していない家庭)
タイプE	パートタイム×パートタイム共働き家庭 (パートタイムとパートタイムで就労している家庭) 就労時間：双方が月120時間以上+64時間～120時間の一部 ※2
タイプE'	パートタイム×パートタイム共働き家庭 (パートタイムとパートタイムで就労している家庭) 就労時間：いずれかが月64時間未満+64時間～120時間の一部 ※2
タイプF	無業×無業の家庭 (両親とも無職の家庭)

※1：「タイプA ひとり親家庭」は、就労状況に関わらず「保育の必要性あり」となります。

※2：タイプCとタイプC'、タイプEとタイプE'の区分方法

タイプBを除き、父母の双方が月64時間以上就労している場合は「保育の必要性あり」のタイプC又はEに分類されますが、ニーズ調査で「保育の必要なし」と回答した者は、保育を現在も将来も必要としていない家庭として、タイプC'又はE'にさらに分類します。

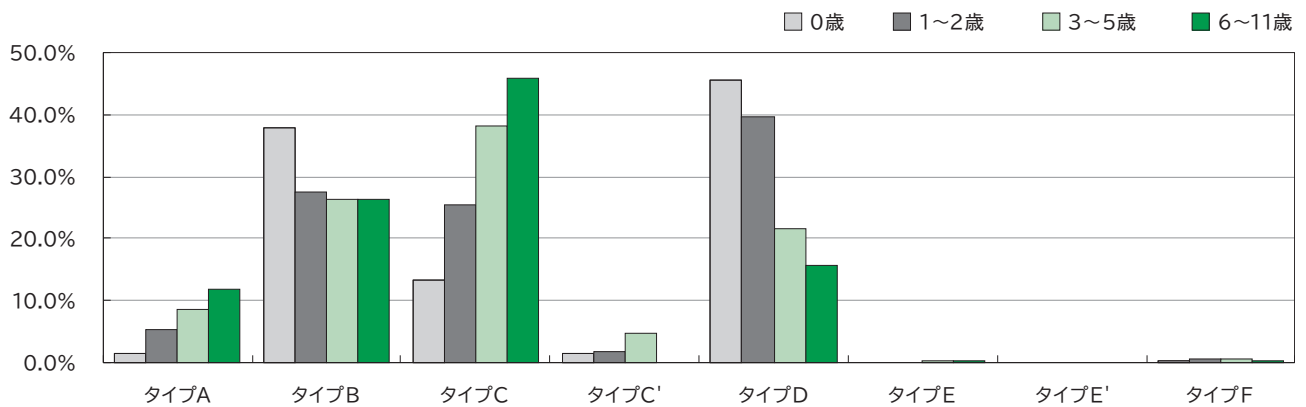
(イ) 保育の必要性の有無



対象となる家庭類型	認定区分及びその内容
【1号認定】 対象年齢 3～5歳児 認定内容 幼児教育のみの利用 対象施設 幼稚園及び認定こども園	タイプC'：フルタイム・パートタイム共働き家庭 タイプD：専業主婦（夫）家庭 タイプE'：パートタイム・パートタイム共働き家庭 タイプF：無業・無業の家庭
【2号認定】 対象年齢 3～5歳児 認定内容 保育の必要性あり 対象施設 保育所及び認定こども園	タイプA：ひとり親家庭 タイプB：フルタイム・フルタイム共働き家庭 タイプC：フルタイム・パートタイム共働き家庭 タイプE：パートタイム・パートタイム共働き家庭
【3号認定】 対象年齢 0～2歳児 認定内容 保育の必要性あり 対象施設 保育所及び認定こども園 地域型保育	

イ 年齢区別の潜在家庭類型割合

年齢	潜在家庭類型								合計
	タイプA	タイプB	タイプC	タイプC'	タイプD	タイプE	タイプE'	タイプF	
0歳	1.6%	38.0%	13.2%	1.6%	45.5%	0.0%	0.0%	0.3%	100.0%
1～2歳	5.3%	27.6%	25.5%	1.6%	39.5%	0.0%	0.0%	0.5%	100.0%
3～5歳	8.6%	26.4%	38.1%	4.8%	21.5%	0.2%	0.0%	0.4%	100.0%
6～11歳	11.7%	26.3%	46.0%	0.0%	15.7%	0.1%	0.0%	0.2%	100.0%



松本市子ども・子育て支援事業計画

第2期（令和2年度～令和6年度）

令和2年3月策定

発行 松本市
松本市丸の内3番7号
TEL 0263-34-3000（代表）

編集 松本市こども部保育課

編集協力 特定非営利活動法人 SCOP

松本市ホームページアドレス
<http://www.city.matsumoto.nagano.jp>

美しく生きる。



健康寿命延伸都市・松本